

- 二等、出席歩合七十人以上ニシテ九十日以上開會シ其成績佳良ナルモノ
- 第十二條 本部ニ左記帳簿ヲ備フルモノトス
學籍簿、出席簿、統計表、日誌、合計簿、賞與人名簿
- 第十三條 本部會員心得ハ各部會ニ於テ別ニ之ヲ定ムルモノトス
- 第十四條 本部ノ開閉及出席統計等ハ本會事務所ニ報告スルモノトス
- 第十五條 本部ノ事業成績方法等實施視察ノタメ本會役員ハ隨時出張スルモノトス
- 第十六條 本部ノ賞與ニ關スル方法ハ本會役員ニ於テ事ヲ定ム

加茂村青年會勤儉貯蓄部規程

- 第一條 本部ハ戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉體シ勤儉貯蓄ノ實行ヲ力ムルヲ以テ目的トス
- 第二條 各地方部會員ハ夜間若クハ農家ノ休日ニ於テ繩綯ヒ倭編ミ、草履、草鞋ヲ作り又ハ工事ノ請負等ノ勤勞ニヨリ得タル金錢ヲ蓄積シ其一部ハ其部會ノ基本金ニ其一部ハ各自ノ貯金トシテ郵便局又ハ確實ナル銀行、會社ニ預ケ入ルルモノトス
- 第三條 本部長ハ其地方部會ノ役員之レニ任スルモノトス
- 第四條 本部ニハ貯金彙帳ヲ備フルモノトス
- 第五條 各部會ニ於テハ毎年十二月末現在ヲ左ノ要項ニヨリ本會へ報告スルモノトス
1、各自貯金人員 貯金總高
會員百人ニ對スル歩合

2、基本金蓄積人員 基本金總高

- 會員百人ニ對スル歩合
- 第六條 本會ノ總會ニ併セテ勤勞製作物展覽會ヲ開會シ審査ノ上賞與スルコトアルベシ
- 第七條 本會役員ハ本部事業實況調査ノタメ隨時出張スルモノトス
- 第八條 本部ノ賞與ニ關スル方法ハ本會役員ニ於テ之ヲ定ム
- 第九條 本規程ハ明治四十二年一月一日ヨリ實施ス

加茂村勸業七年計畫

一、米の増收を計ること

本村稻作付反別二百十二町三反此の收穫高五千九十六石を五千九百七十三石三斗八升に達せしめんとす

一、品種の改良統一を計ること

イ、晚稻の香川神力の一種とし種子に悉く採種田に需むること
右の需用に充つる爲めに六反歩の採種田を設置し其經營方法を完全ならしむ

村内の土質により之を三區に分ち各一ヶ所二反歩宛とし其の生産種子を適當に配分す

之に依り平均一反歩一斗七升を増す

其見積り増収額三百六十一石

二、共同苗代の普及を計ること

共同苗代は一ヶ所一反歩以上とし各管理人を定め尙其經營方の改良を計るため専任監督を置く

三、栽培法を改良すること

イ、鹽水撰は各獎勵委員監督實行す

ロ、種子は農會役員立會し交換をなさしむ

ハ、種子の量植付本數等は適當に改良をなさしむ

ニ、肥料は配合し主として其の施肥期を失せざらしむ

以上栽培法の改良に依り一反歩平均一斗八斗を増す

此見積増収額三百八十二石二斗

四、病蟲害の豫防驅除を完全ならしむ

イ、浮塵子發生を認めたるときは各獎勵委員をして各其受授區内を競争的に驅除を完全に實行せしむ

ロ、螟蟲驅除を完全ならしむる爲め器具の完備をなさしめ又卵塊及被害の買収をなす

之に由り一反歩平均六升二合を増す

此見積増収百三十一石六斗二升六合

五、模範作田を設置すること

イ、精農家を選び模範作人とし第一項採種田を經營せしめ其の栽培方法及び其の成績を公示す

六、米作に關する品評會を開く

イ、小作米品評會

ロ、共用苗代品評會

ハ、稻立毛品評會

七、耕地整理

一、毛作田三反歩を整理し一反歩六斗八升二合を増し二石四斗六升を得
麥の増收を計ること

本村作付反別二百二十三町歩にして其收穫を三千百二十石を三千七百十五石
四斗に達せしめんとす

一、品種の改良統一を計ること

イ、村内に於て精農家を撰び二反歩の採種田を經營せしめ種子は紅梅、コピン
カタキとし生産種子を交換配付せしむ

二、栽培を改良すること

イ、鹽水撰を實行すること米作に於ける獎勵方法に依る

ロ、冷水浸法又は温湯浸法を實行すること

ハ、播種量及播種の方法を改良せしむ

ニ、肥料の時期及施量を改良せしむ

三、病蟲害の防除を完全ならしむるが爲め麥奴拔採を實行す

四、模範作田を設置すること

其施設方法は米作に於ける「第五項イ」を準用す

五、麥作立毛品評會を開く

以上の改良により一反歩平均二斗六升七合を増す

此見積増収額五百九十五石四斗一升

一、肥料經濟の普及を計ること

イ、綠肥栽培を獎勵すること

大豆間作 百町歩を實行せしむ

此利益一町歩十九圓とし千九百圓となる

紫雲英 共同苗代地六分以上に栽培せしむ

此栽培反別二町四反とし一反歩に付き二圓の利益を得計四十八圓となる

ロ、堆肥舎に現在二十舎に二百三十舎を増二百五十舎とす平均一舎に於て在來
の堆肥より三十錢の利益ありとすれば計六十九圓となる

ハ、安價の肥料として山野の綠草及落葉等を採取し使用せしむ

二、人糞尿保存方法を改良し覆蓋の設備をなし尙過磷酸石灰を混入せしむ
ホ、肥料共同購入は従來の方法により全部共同となし従來九千圓内外を一萬四
千百六十圓に達せしむること之によりて收むる所の利益を百分の五とし七
百餘圓となる

一、繭の産額を増加すること

イ、山野の適地を開墾し現在五反歩を二町歩桑園となし六戸の飼育家を四十戸
となし其の收繭高を二十九所に達せしむ

ロ、右に要する施設方法を完全に實行せしむること

一、柑橘栽培反別を増加すること

イ、在來園三町五反歩を五町歩となす

ロ、在來柑橘園の優良なるものを撰び模範園となし一般之に依り栽培上すべて
の施設を完全ならしむ

一、畜牛の繁殖を計ること

イ、明治四十年以來施設せる畜産會をして益々其基礎を鞏固ならしめ畜牛を購

入又は産牛を獎勵し現在百六十一頭を百七十二頭に達せしめ犢牛十頭を四
十頭となさしむること

一、家禽を飼育すること

イ、現今飼育戸數二百九戸を二百三十戸とし一千百五十羽を飼育せしめ其産卵
一ヶ年六萬九千個を得ること

ロ、善良の種卵を配付し或は家畜品評會を開くこと

一、麥稈眞田の製造を増すこと

イ、現在製造戸數三百五十六戸を三百六十戸とし一ヶ年一戸平均製造高を二百
反とし七萬二千反の製出をなさしめ其價格を二萬一千六百圓に達せしむる
こと

ロ、施設方法

青晒を完全にすること、隔年意匠品傳習所を開き意匠品編製を獎勵すること
共同販賣をなすこと、適當なる位置を撰び十ヶ所以上の青晒場を建設するこ
と

- 一、魚類の養殖をなすこと
本村に於て適當なる溜池五個所を撰び之に鯉魚を放養し七年の後一ヶ所十圓づゝの利益を收むること
- 二、農業技術員を置くこと
四十四年度より技術員を置き計畫事業に就き示導をなさしむること
- 三、山林の整理をなすこと
本村大字鴨區有林五十七町步大字氏部區有林四十四町步を本村有林となすこと
- 四、吹簾製造を増すこと
現今製造戸數四十戸を五十戸とし四萬二千枚の製出を五萬枚に増し二千五百圓を得せしむること

加茂村青年會規則

- 第一條 本會ヲ加茂村青年會トス
- 第二條 會員ハ人倫道徳ヲ重シ智識ヲ研キ體軀ヲ強壯ニシ教育ノ普及發達實業ノ

進歩改良ヲ圖リ一致協同ノ精神ヲ養フモノトス

第三條 本會事務所ハ加茂尋常小學校内ニ置ク

第四條 本會々員ヲ分ツテ名譽會員、贊助會員、正會員トス

一、名譽會員ハ學識徳望アリテ青年ノ模範ト仰グニ足ルベキ者又ハ本會ニ特ニ功勞アルモノ本會ノ趣旨ヲ賛成シ一時金二圓以上ヲ寄附スルモノヲ推ス

二、贊助會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛成シ一時金五十圓以上ヲ寄附スル者又ハ滿五ヶ年以上正會員タリシモノニシテ年齢三十歳ニ滿チ一時金二十圓以上ヲ寄附シタル者トス

三、正會員ハ年齢三十歳以下十五歳以上ノモノニシテ(本村居住者ニ限ル)規定ノ會費ヲ納ムルモノトス

第五條 本會々費ハ一人一ヶ月二十錢ツ、割合トシ部會ニ於テ四ヶ月分ヲ取り纏メ總會期日前ニ本會ニ納付スルモノトス

但シ一家ニ三名以上ノ會員アルトキハ二名ハ會費ノ全額ヲ其他ハ半額ヲ徴收スルモノトス、前項ニ於ケル會費期日前ニ完納シタルトキハ總納附金額ノ三分ノ一ヲ部會ニ交附シ半途退會スルモノアリトモ既納ノ會費ヲ返戻セザルモノトス

第六條 本會ノ趣旨ヲ賛成シ金品ヲ寄贈スルモノアルトキハ之ヲ受領シ永ク其好意ヲ顯彰スルモノトス

第七條 會員ニシテ會員ノ面目ヲ汚辱スルモノアルトキハ會員ヨリ忠告戒飾シ改悛

セザルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ除名スルモノトス

第八條 本會ニ會長副會長各一名幹事五名評議員若干名及顧問二名ヲ置ク

第九條 會長副會長ハ一般會員中ヨリ正會員之ヲ選舉ス

幹事ハ一般會員中ヨリ之ヲ委囑ス

評議員ハ部會々員十五名ニ付キ一名ヲ選出シ部會々員十五名以上ナルトキハ四拾

五入ノ方法ニヨリ選出ノ割合ヲ定ム但部會員十五名以下ナルモ一名ヲ選出ス

顧問ハ加茂村長及加茂尋常小學校長ニ委囑ス

但シ村長及學校長ハ就職ト同時ニ名譽會員ニ推選シ本會重要ノ役員ニ雜スコト

ヲ得

第十條 會長ハ會務ヲ整理シ幹事ハ庶務會計ニ從事ス

顧問及評議員ハ本會ノ重要ノ議ニ參與スルモノトス

第十一條 役員ノ任期ハ滿二ケ年トシ顧問ハ其ノ本職在職期間トス

但滿期後再選スルコトヲ得

第十二條 本會ハ毎年三回總會ヲ開ク開會期ハ會長之レヲ定メ五日以前ニ各部會

ニ通知ス

開會期日前評議員會ヲ開キ總會ノ事業ヲ議定スベキモノトス

臨時開會ノ必要アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ヲ開クコトアルベシ

第十三條 本會ニ於テ行フベキ生ナル事業ハ左ノ如シ

一、教育、衛生、實業上有益ナル事項ヲ討論熟議シ會員各自實行ニ勉ムルコト

二、有益ナル雜誌、遊戯、器械ヲ購入シ智識ヲ研キ身體ヲ鍛練スルコト

三、從來ノ弊風陋習ヲ矯正スルコト

四、時々教育、衛生、實業等メ大家ヲ聘シ講話演說ヲ乞フコト

第十四條 本會々費剩餘金ハ本會基本金トシテ貯蓄ヲナスモノトス

第十五條 毎年第一總會ニ於テ幹事ヨリ前年度會計ノ報告ヲナスモノトス

第十六條 本會ニハ左ノ諸帳簿ヲ備ヘ詳密ニ記録スルモノトス

會員名簿、會務録、會計簿、會員出席簿、

第十七條 開會ノ當日缺席セントスルモノハ豫メ事由ヲ具シ届出ヲ要ス

第十八條 入退會セントスルモノハ所屬部會ニ申出テ部會長ハ更ニ之レヲ本會ニ通

知シ其許可ヲ受クルモノトス

第十九條 本會ニハ左ノ各部落ニ部會ヲ置ク

杉尾、佛願、山ノ神、樋ノ本、鴨ノ居、北山下所、本鴨、上氏部、下氏部

第二十條 部會ニ部會長一名、幹事二名ヲ置キ其任期ヲ各二ケ年トス

但シ滿期後再選スルコトヲ得

第二十一條 部會役員ノ職務規定ハ本會役員ニ同シ

第二十二條 部會ノ事業ハ本會ノ事業ニ準ズ

第二十三條 本則中變更ヲ要スルコトアルトキハ會員十五名以上ノ賛成者ヲ得テ提

出シ總會ニ於テ之レヲ決議スルモノトス
明治三十九年四月

綾歌郡加茂村青年會

巡回文庫圖書保管及巡回規定

- 一、本文庫ノ圖書ハ加茂村青年會ヲ左記部會ニ分チ普ク回覽セシムルモノトス
但シ部會回覽法ハ各部會ニ於テ定ムルモノトス
- 第一、杉尾佛願 第二、山ノ神權ノ本
- 第三、本嶋 第四、鴨ノ居
- 第五、北山下所 第六、兵部上
- 第七、兵部下
- 二、各部會巡覽ノ日時ハ加茂尋常小學校長之ヲ定ム
但シ巡回未尾ノ部會ヨリ加茂尋常小學校へ廻送スルモノトス
- 三、各部會長ハ他部會ヨリ廻送セラレタル圖書中破損紛失ヲ發見シ又ハ同送延着ヲ受ケタル時ハ直ニ其旨ヲ學校長ニ報告スベシ
- 四、各部會巡回中破損紛失ヲ生ジタルトキハ其ノ部會ニ辨償セシムルコトアルベシ
- 五、第二項巡覽日時ヲ怠リタル時ハ次回々送圖書ノ巡回日數ヲ減少スルモノトス
- 六、各部會巡覽中ノ圖書及保管ニ係ル圖書ハ其部會長ニ於テ保管ノ責ニ任スルモノトス

七、各部會内巡回及保管ニ要スル經費ハ其部會ノ負擔トス

● 愛媛縣

正岡村青年會(温泉郡正岡村)

- 一、沿革の概要 舊來各大字に若衆組なるものあり若衆頭ありて之れを統率し時々夜學を開設することありしも其成績擧げて記すべきなし明治三十七八年戰役の時に際し閭村一致後援の實を擧げんとし此の機を以て創めて正岡村青年會を組織し各若衆組を改稱して支會となし規約を新に正副會長を置き若衆頭を以て協議員と充て爾來歳々整理を遂げ以て今日に至る
- 明治四十二年三月愛媛縣教育協會温泉部會の郡内青年團體中成績良好なるものを擧げて之を表彰するや本會又其撰に入り金三十圓を受く
- 組織 會員數、資産及維持方法
- (イ) 年齢十七歳以上二十五歳以下の者及び二十五歳以上三十歳以下の未婚者を以て組織し名譽會員を置く

愛媛縣 正岡村青年會

本會は目的の便宜上次の六支會に別つ

第一支會 (大字八反地 會員數七五) 第二支會 (同 中西内 同 一九)

第三支會 (同 中西外 同 一五) 第四支會 (同院内 同 一二) 第五支會 (同寺谷波内神田 同 二三) 第六支會 (同砂川 同 四一)

本會長は村長副會長は小學校長之れに當る

本村は協同一致地方改良の實を擧げ得たるを以て内務省より撰賞を受け小學校長は教授訓育の成績見るべきものありとし文部省より効績状を受け支會長は第五六支會を除きては同村出身の小學校教員之に當る

第六支會は特種部落に屬し他の支會に後れ明治四十年組織せるものなるが會合其他の狀況毫も他支會に異ならず

(ロ) 資産 本會に屬するもの現金五十圓を超過したるも圖書購入のため其大部分を支出したるを以て目下餘すところ數圓に過ぎず圖書其他の備品價格は三百圓に近し支會中第一支會は現金六十圓及會員の勤勞により荒蕪地を開墾して得たる田地一反五畝強を有す

維持法は會費(一人一ケ年二十錢一家二人以上の會員あるときは一人分とし支會より支出す)及び村補助金寄附金等に依る本年度經費概算左の如し

一金九十三圓 收入高

(内) 譯 金二十一圓 會費收入、 金十圓 村費補助、 金百六十五圓 文庫

ニ對スル寄附金

一金百七十六圓 支出高

(内) 譯 金七圓 總會費、 金五圓 消防方役員手當、 金二圓 青年聯合大

會費、 金百六十二圓 文庫費

一差引金十七圓 (收入超過次年度に繰越し)

一、目的及事業

(甲) 智識の研磨 風俗の改善、公益の増進等を目的とす(會則參照)

(乙) 會員は左記規約七條を定め常に之が實行を期す

- 一、公德を守るべし、
- 二、勤儉にして奢侈贅澤は禁すべし、
- 三、着實にして輕躁なるべからず、
- 四、未成年者の喫煙及び賭博に類したる行爲等苟も法律規則に背反すべからず、
- 五、酒色の慾を恣にし風俗を紊亂する等のことある

べからず、六、會員互に禮義を守り善を勧め過を戒めることを怠たるべからず、七、時間を確守すべし

本會の目的及び右規約等に從ひ實行し來れる具體的事實を擧ぐれば

(1) 戰役當時樂隊を組織して軍人の送迎を壯にし出征者の家族の慰問恤兵金募集等に從ひ又時々幻燈會を開催す

(2) 盆踊は往々淫猥の惡弊を伴ふことあるを以て斷然之れを廢止す

(3) 鎮守祭日に當り神輿丁間に於ける鬭争の惡風を改むる爲め羽車を以て神輿に代ふることを首唱し氏子内の同意を得て實行三年に及ぶ

(4) 各支會とも苗代季節に於て約二十日間誘蛾燈及捕虫網を以て害虫驅除に従事す

(5) 各支會を通じ貯金規約(一口を毎月五錢とし一口以上を貯蓄すること)を定め之を實施す最近調査に見るに會員數百八十六人中貯金をなせるもの百五十名にして金額總計五百四十九圓四十二錢に達す

(6) 本村消防組を青年會員に於て擔任組織し既に一二回の實演をなし相當の

成績を擧ぐ

(7) 試作田として約一反歩の耕作をなし本年度は肥料試驗及種類試驗各五區に別ち施業し結果は村農會に報告し猶ほ次期總集會を待ち擔任者より一般に報告す

(8) 各種集會に於て時間を確守すること
宴會に於て献酬を廢すること等は本村有志團體治進會の協議に倣ひ之れを勵行す

(9) 村界標 里程表、路標等を村内各所に建設し又投票函を置き青年の風紀等につき匿名の注意を求む

(丙) 教育事業の主なるものは夜學及び文庫の二とす其狀況次の如し

イ、夜間

(1) 教授の場所

各支會々場を以て充つ

支會會場は第一支會は小學校々舎を用ひ他は部落の勘定場又は寺庵を

以て充つ

第六支會は本年二月中を期し新築の計畫あり目下は普通家屋を使用す
黒板机、腰掛の如きも學校の不用品を使用せる多きを以て設備に關して
未だ遺憾の點あり

(2) 教授の季節及教授時數等

毎年一月四日より休日を除き實際教授日數五十日間の開催を常例とす
るも支會の意見により之を延長することあり

教授時數は毎夜二時間を以て常例とするも學習の狀況により三時間に
亘ること少なからず

始業時刻は一定せず支會に於て便宜之を定む

(3) 教科目教科書及び程度

讀方として日本青年讀本、農業新讀本の二種を綴方及書方として本會編
纂の書翰文及び日用證書等の文例を毛筆謄寫版により印刷せるものを
(歳々多少の修正を加ふ)採り算術は尋常小學校第四學年以上の程度によ

り珠算は加減乗除の運算及練習を常體とするも會員の學力に應じ高等
小學校用修身書及び讀本等を選びしめ又任意文庫中の圖書を閲覽せし
む

就中報徳記は特に之を奨勵し閲讀せしむ

(4) 出席者員數及び費用負擔

通常會員は其學力強く補助の必要なきものもかめて出席し任意の書籍
を自修し且つ便宜他を指導せしむるを以て會員の大部分は出席者たる
を常とす前年度の實數各支會の計百四十七名なり費用は全部を支會區
域の部落費を以て支辨するあり又其の幾分を部落より支出し他を會員
の分擔とするあり各支會其の趣を異にす教師報酬の如きも或は單に物
品を以て謝意を表することとして或は全く有形の報酬をなさざる等一
定せるものなし

(5) 教授者及び學習の狀況

教授者は事情の許す限りは同村出身の小學校教員に委託するを常とし

其の止むを得ざる場合は會員中につき適當の者を撰び之に當らしむ従て毎年一樣なるを得ずと雖も前年の如きは五名の訓導と一名の代用教員を得て之を三會に配置せり

(6) 教科目教科書等の項に記載せる補習教育の常體に屬する會員數多き場合又は報徳記の如く同一書籍を學習する者多き場合は複式學級の形によるも其の他は自習的に學習せしめ教員又は會に於て之を指導す學習の狀況右の如くなるを以て修業年限進級法等の定めなし

(四) 學校との連絡

本會副會長は同村小學校長にして六支會中の四支會長は同村小學校教員及び同村居住の隣村小學校教員なる等の事情は自ら學校との連絡に便なるを以て教授上の連絡を保つに便なるありと雖も前年度迄は副會長又第一支會の教授を擔任せしを以て勢ひ他の五支會を統一し難きものあり故に本年度より之を他の教員に委し各支會の夜學狀況を巡視し且つ時々必要なる教訓談を試みんとす

猶會期中日を定め各支會員を一場に集合せしめ學藝會を開き一は獎勵に資し一は各支會及び學校との統一連絡に資せんとす

(六) 通俗文庫及通俗教育

文庫は從來本會にゆみ設置し會場閱覽の外貸出の途を開きたりと雖も藏書部數二百餘冊に止れると距離の關係とにより讀者自ら小きを以て客年八月村費より百圓の補助をうけ青年會資産中より五十圓支會より十二圓を支出して少年書類講談物等を交へ各種の圖書を購入し從來所藏の分を合し總數七百八十餘冊に達したるを以て本會設置の外に巡回文庫六函を設け一支會留置期間を約三ヶ月として各支會々場に配置し會場閱覽及び貸出しをなす十二月中貸出の實況を調査するに本會の分二十七冊第一支會留置巡回文庫の分五十七冊に及び他の支會また略ぼ之れに準ず(文庫規程参照)

毎年二三回郡教育會主催の通俗教育講話會あり會員の多數は常に之の聽講者たるのみならず本會の定期集會に當りては各方面の人々講演を乞ふ

を例とし又從來特に知名の士を聘し大講演會を開きしこと農業に關し二回修養に關し二回村治に關し一回とす

正岡青年會々則

- 第一條 本會ハ正岡青年ノ一致團結ヲ以テ智識ヲ研磨シ風俗ノ改善勤儉ノ修養ヲ務メ公共ノ利益社會ノ進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ正岡青年會ト稱ス
- 第三條 本會々員ハ通常會員名譽會員ノ二種トス
通常會員ハ正岡村各部落若連中全體及有志青年トス、名譽會員ハ本村内有志者ニシテ本會ヲ贊助スルモノトス
- 第四條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
副會長 一名
幹事 六名(八反地中西内中西外院内砂川ニ各一人、波田神田寺ニ一人)トシ支會長ヲ兼ヌベキモノトス
- 協議委員 若干名 各部落若連中惣代ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 會長副會長幹事ノ任期ハ三ヶ年トシ再選スルモ防ゲナシ
- 第六條 本會役員ノ選舉ハ協議委員之ヲ推選シ會員ノ同意ヲ求ム

- 第七條 會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐スルモノトス
幹事ハ會計及庶務ヲ管掌スルモノトス
協議委員ハ重要ナル問題ニ付協議ヲナシ各會員ノ取締ヲナスベキモノトス
- 第八條 本會ハ毎年春秋二回總會ヲ開クモノトス
但シ場合ニヨリテハ臨時開會スルコトアルベシ
- 第九條 本會總會ノ事業ハ左ノ通りトス
一、決議、演說、討論、談話、
一、運動
- 第十條 本會ニハ八反地、中西内、中西外、院内、婆田(寺谷波田、神田)砂川ニ支會ヲ置ク
- 第十一條 支會ニハ便宜ノ方法ヲ設ケテ學術ノ研究或ハ身體ノ鍛練ヲ務ムヘキモノトス
- 第十二條 本會々員タルモノハ會費トシテ每會金拾錢以内ヲ納ムルモノトス
但シ一戸二人以上會員アルトキハ一人ノ會費ノミ納ムルコト、ス
以上

正岡青年會圖書文庫規程(明治四十三年八月)

第一條 本文庫ハ正岡青年會附屬トシテ設置ス

愛媛縣 正岡村青年會

模範青年團の組織及び設備

六一〇

第二條 本文庫ハ各種ノ書籍及新聞雜誌ノ類ヲ蒐集シ青年少年其ノ他一般有志ノ閱覽ニ供ス

第三條 本文庫ハ青年會役員中ニ於テ特ニ左ノ主任ヲ置キ之ヲ保管ス
但シ役員ノ任期ハ壹ケ年トス

本會 二名 支會 一名

第四條 本文庫ハ分ツテ二種トス

- 一、据置文庫 一
- 二、巡回文庫 六

第五條 据置文庫ハ正岡尋常小學校内ニ設置シ巡回文庫ハ正岡青年會各支會場へ交換ニ回送スルモノトス

第六條 巡回文庫ハ「十二下半」「二」「三四五」「八九十」ノ九ケ月間三ケ月廻シテ以テ交換スルモノトス

但六、七、十一及十二ノ上半月ハ本會ニ回收整理ヲナスモノトス

第七條 本文庫ノ圖書閱覽方法ハ左ノ二種トス

(甲) 据置文庫ニ屬スル圖書ハ本會主任ノ承諾ヲ得テ貸出簿へ記載ノ上供覽スルモノトス

(乙) 巡回文庫ニ屬スル圖書ハ各支會主任ノ承諾ヲ得テ貸出簿へ記載ノ上借覽スルモノトス

但シ一人ノ借覽期間ハ七日以内トシ一同一人ニ付キ二冊以下トス

第八條 本會文庫ニハ次ノ帳簿ヲ備フルモノトス

- (一) 文庫規程
- (二) 圖書臺帳
- (三) 收支決算簿
- (四) 寄附臺帳
- (五) 圖書貸出簿
- (六) 雜書級

第九條 本文庫へ圖書又ハ金品ヲ寄附セラレシ者ハ本文庫寄附臺帳ニ記載シ永久其厚意ヲ保存スルモノトス

第十條 本文庫ハ毎年二回七月十一日ニ於テ由干大整理ヲ行フモノトス

第十一條 本文庫圖書ニシテ紛失或ハ大破損ヲナセシ場合ハ借覽人若クハ擔當支會ニ於テ辨償スベキモノトス

第十二條 傳染病患者ノ閱覽ハ衛生上之ヲ謝絶スルモノトス
以上

する諸般の事務を擔當し或は村内の溝渠を浚深し或は校地を整理し其他慈善公共の事業に金圓を寄附するが如き是なり從來是等の事業に付き相當の實績を擧げ又村會議員村農會員村吏員の如きは多く嘗て本會員たりしものにして村内概して質朴禮讓の風あるは本會の力與て功あらずんばあらず又將來の計畫に付いては從來の事業を益々堅實に發達せしめんとするの外別に成案なし

イ、補習教育

教授の場所 八田尋常小學校

教授の季節 年中

每週教授時數 約二十一時

始業時刻 大抵五時七時若しくは八時但し農家休業日には晝間學術講和會を開く

學科目及程度 國語、漢文、算術、地理、歴史、法制にして其程度は尋常小學校卒業以上中學校三四年迄のものに限る

教科用書及教授用具 教科用書は會員の志望に依り之を定む其書目は撰定中

學漢文、日本外史、青年夜學讀本、中學國文讀本、日用書翰文、日本建國史、中學教科地理書、藤澤算術書、實賤家政法、女子國語讀本、高等小學讀本等なり教科用具は小學校のものを利用す

出席者の員數 男四十名、女二十名

月謝 徴收せず

教授者指導者等 篤志者 小學校教員 村長の三名

報酬 なし

學習の實況 學習は主として指導的方法により自宅復習を獎勵す年齢若は學力等に依り組分を爲さず個人的に教授す修業年限並進級方法は別に規定せず然れども出席及退席の如き規律頗る整へり

ロ、學校との連絡 貧窮兒童に學用品を給貸與し學校舉式の場合會員の多數參列し又學校建築等の場合勞力を寄附し又學校長は夜學會の教授を擔當する等の方法に依り彼此連絡を保つ

ハ、圖書館其他通俗教育に關する施設 通俗講話會等の開催に付盡力する外別に

施設なし

一、補習教育成績の順位一

●福 岡 縣

同志青年團(早良郡脇山村大字脇山)

- 一、本年三月學第五九九三號報告に詳なり依て之を略す
- 一、第三 組織及會員數 前項に同じ
- 一、現在の會員數は左の如し
 - 通常會員 百九十三名 年齢二十歳以下のもの
 - 特別會員 十三名 二十一歳より二十五歳迄のもの
- 一、資産 基本金 八百五十七圓九十八錢 圖書 三百九冊 價約五十圓
- 一、維持の方法 會員一名につき毎年會費六十錢宛を醸出せしめ經常費に充て共同事業を營み得たるものは一部を經常費に殘部を基本金に繰入る而して尙會員入退會の際は貳拾錢宛寄附せしめ村民一般の義捐金と併せて基本金に充つ

一、目的 第二項に同じ

一、事業 既往及現在に於ける事業の内容は大要第二項に同じきも其の後の状況に就ては補習教育の實況と共に之を左に列擧すべし

1、補習教育

會場は六ヶ所に設く則左の如し

- 第一 字谷に置き民家を以て充つ
 - 第二 字大門夜學會堂を以て充つ
 - 第三 字野田に置き民家を以て充つ
 - 第四 字脇山に置き小學校舎を以て充つ
 - 第五 大字推原に置き民家を以て充つ
 - 第六 大字板屋に置き民家を以て充つ
- 教授の期節 毎年十一月一日に始め翌年三月末日に終る
- 每週教授時數 毎夜八時より十時までとす一週十二時間
- 學科目及其程度 修身 國語 算術にして低きは尋常五六年高きは高等科

以上とせり

教科書 小學修身書 青年自助讀本 戊申詔書青年讀本 新編農業讀本

農村補習教本

教授用具 塗板五面掛圖五箇教師用机五箇椅子五箇農業產物標本參拾箇

出席人員及教授者長名

- 第一 十七名 喜多岡次郎
- 第二 二十二名 友池慶
- 第三 二十八名 宮崎宗三郎
- 第四 二十一名 伊勢田 劣
- 第五 二十三名 鶴田博仁
- 第六 五名 伊藤順道

月謝 一切徴收せず各教授者に對しては年末に於て多少の物品を贈呈するに止れり

學習狀況 學力に依り甲乙二組に分ち専ら指導法により修習せり在籍に對

する出席は平均七分五厘にして欠席者は必ず欠席届を差出さしむ

修業年限及進級法 修業年限は四ヶ年にして學力を考查し進級せしむ

2、學校との聯絡 學校職員は青年指導の主腦となり力めて夜學會其の他の集會には出席し又毎月一回學校に於て青年夜學の學藝會を開き文庫に關しては之が保管貸借等一切の事務を擔任せり

3、共同作業の狀況 小學校の校地擴張などは青年會員に於て之が地均工事を受負ひ各支部員奮て之に従事し良好の成績を得たり而して其收得金又少からざりき

4、植林事業 大字板屋に於て一町三反餘歩の地を相し杉檜苗四千本の植付を了せり

5、試作 各支部に於て一反乃至一反半の模範田試作を行へり

6、文庫 毎月會員一人に付壹錢宛出金し又有志者の寄附金を募り圖書を購入せり

7、將來の計畫 基本金は今後益々共同作業試作田の収益并義捐金等を募り蓄

積すること

夜學會を實業補習學校に引直し一層の發展を謀ること

毎年一回宛老年者を招き款待慰藉を勉むること

植林事業は國有林の拂下を出願し一層擴張すること

● 大 分 縣

古宮青年親友會(大分縣北海部郡佐賀關町大字關字古宮)

一沿革の大要及組織 明治五年七月若連中として口約の申合により年齢十五歳以上三十歳以下のものを以て組織し地方風紀の改善を目的とし年に二回其他必要に應じて臨時會合するに創まり續て明治十四年七月中老會なるものを起し若連中の失格者即ち年齢三十一歳以上四十二歳以下のものを以て組織し若連中と氣脈を通じて風紀改善の實を擧げんことを努めたり其實績として擧ぐべきものは風紀上最も忌むべき花柳界に出入する者賭博を弄ぶもの殆んど其の跡を絶ちたるにあり其の後明治二十四年若連中を改めて若年會と稱し稍や

見るべき成文規約の下に尙ほ中老會と提携して其の實を擧げんことを努む爾後著しき變化なく明治三十二年一月會名を親友會と改めたり然れども單に希望者を入會せしむるの規程なりしを以て未だ充分の勢力なかりしを以て明治三十五年度に會則の整理をなせり其の後明治四十一年八月大分縣訓令發布と共に會則の訂正を行ひ同時に其の事業亦著々訓令の本旨に適合せんことを努めつゝ以て今日に至れり

而して其の組織は本区内居住の青年十五歳以上五十歳以下のものを以てし苟も其の年齢内にあるものは入會の義務あるものとせり

一、會員數 九十四人(区内戸數六十四)

一、資産

(イ)貯金 貳百貳拾七圓八拾壹錢四厘

(ロ)現金 貳百貳拾壹圓六拾貳錢八厘

(ハ)山林 貳千貳百參拾五圓(概算)

内

大分縣 古宮青年親友會

杉檜壹萬五千本 約四千圓 松及雜木千七百六十九本 約二百五圓
樟 拾本 約參拾圓

(二) 共有地四反歩 約貳千四百圓

合計 七千八拾四圓四拾四錢貳厘

維持法 貯蓄金は一人一ヶ月金參錢づゝとし一回毎に司計の許に集め之を郵便貯金に預入す

山林の立木は適當に成長するを俟て會の評決により之を賣却し基本財産とし直に其の後の裁込をなす一度基本財産となれるものは如何なる場合と雖ども之を費消するを許さず而れども其利息は之を本會の經費に編入し其の剩餘を基本財産中に組入る

尙ほ山林の裁込みは適當なる時機を以て之を行ひ漸次資産を増殖するの方針なり

以上の方法に依り基本金の制を立て本會を維持せり

一、本會の目的 本會は教育に關する勅語の趣旨を奉體して智徳を修養し身體を

鍛練し協同自治勤勉力行を旨とし進みて我區の發達を圖るを以て目的とす

一、事業

(一) 補習教育

(イ) 教授の場所 佐賀縣關町大字關字古宮二十四番地

(ロ) 教授の季節 農繁時其他一般多忙の際を除く四季

(ハ) 毎週教授時數 十八時(一夜三時間)

(ニ) 同始業時刻 午後七時(時季により繰上繰下をなす)

(本) 學科目

1、修身 要旨 人道實踐の方法 程度 甲 高等小學補習科 乙 尋常

小學補習科

2、國語 要旨、讀方に於ては普通の言語日常須知の文字及文章を知らしむ

程度 同前(特別の希望者には漢文を授けつゝあり)

3、算術 筆算尋常補習程度にありては通常の加減乗除 並に諸等數及簡

易なる分數歩合算を授く

珠算 専ら加減乗除を授け速算練習に重きを置く

(へ) 教科用書 用書は未だ一定するに至らずと雖も高等補習程度の讀方に於ては新國定教科書準據(實業補習讀本(實文館編輯所編纂)を用ふる考にて目下注文中 修身は戊申詔書述義(帝國教育會編纂)により教授の方法を取れり

(ト) 教授用具 1、机 2、塗板 3、戊申詔書述義 4、實業補習讀本 5、國民讀本(大隈伯著) 6、算術教科書(高木貞治著)

(チ) 出席者の員數 參拾名

(リ) 月謝 なし

但し青年會員より毎月貳錢を夜學會經費として徴集せり

(ヌ) 教授者 佐賀關尋常高等小學校教員を當會場に居住を乞ひ専ら教授の任を囑托せり

右報酬なし

(ル) 學習の實況 教授的にして尋常卒業のもの及高等卒業のものにより綴を

分つ

ヲ、修業年限及進級方法 別に設けなしと雖も追々事業の發展に従ひ之を設くるの考なり

(二) 學校との連絡 學校長は兼て本會の顧問たれば最も熱心に本會の指導に努む従て部下教員亦本會に盡力せり殊に本年夏季休業後は教員二名本會場に居住することを承諾さるゝに至れり

右の如く常に雙方に於て連絡を通じ居れば兒童學藝會父兄懇話會、通俗教育談話會、幻燈會等最も有効に行はれ特に本年八月二十六日同校長は先導して會長及副會長を誘ひ郡内優良青年會の名ある南部留青年會を視察せしめたり

(三) 文庫其の他通俗教育に關する施設 文庫其の他三十五年十一月始めて之を設置し當時僅に區内其の他の有志に寄贈を乞ひ且つ開庫し寄贈及購入に係る書籍を併せ其部數百數十部に至れりと雖も尙未だ満足するに至らず將來出來得る限り有益の書籍を購入するの考へなり目下其の位置は會場とせり

觀覽者は夜學會員を主とし中老も時々觀覽せり
通俗教育に關する施設として明治三十五年十一月幻燈器械を購入し家庭戰
時は衛生、宗教、實業等に關する畫枚により毎年一回幻燈會を開き教員警察署
員役場員等に其の購演を請ふこととし衛生講話會も亦毎年一回以上必ず之
を開催することとせり

(四) 實業に關する研究及實行

- (イ) 殖林 共有山林に杉五本づゝを毎戸より持寄り栽え込みしは今より三十
年前即ち明治十四年中老組合組織の當時にして爾後年々幾分づゝ栽培を
なし殊に明治四十年には縣農會より樟杉檜一萬七千八百本の下附を請ひ
之を會員總出にて正條栽となし樟苗は今猶床に於て培養中に屬す
(ロ) 柑橘其の他果樹栽培の獎勵 柑橘及其の他の果樹は從來稍や個人に於て
之を栽培し來りしも微々振はず依て之が獎勵をなせし結果今日に至りて
は稍や見るべきものあり而して其の主なるものを擧ぐれば左の如し
一、夏橙 一、ネーブル柑 一、旭柑 一、温州蜜柑 一、梨 一、桃

猶從來大に獎勵を試むる筈なり

- (ハ) 蔬菜の栽培 從來佐賀關町蔬菜の供給は主に本區に於て之をなせしが未
だ足らざる所なしとせず關嶺山の盛況を呈するに至れると其の他一般人
口の増加は益々其の需用を増加す即ち其の獎勵の必要ある所以なり依て
大に之を獎勵し漸時種子の改良を加へ東京京都等の種苗園より之を購入
し培養法の改良肥料の選擇等稍見るべきに至り其結果年々收穫高は自家
の需用を除き一ヶ年賣揚高約四千圓を下らざるべく毎戸雜費の多くは此
收入に依て支辨す

- (ニ) 共同購入 共同購入は明治三十九年始めて之を行ひたり爾後神社祭典其
の他節季物日に要する所の日用品の主なるもの例へば酒砂糖等の如きは
多く此法により之を各戸に分配さるゝを以て個人としては佐賀關町に於
ける高價の品を買ふに比し經濟上利益する所少しとせず而して本會が利
益する所も亦之を永續するに於ては將來尠からざる額に達すべきは期し
て待つべきを信す

- (本)開墾事業 明治三十七年日露戰役の際陸軍糧秣廠は佐賀關町に罐詰工場を置くこととなり其の位置を本區に選定さる該工場の建設に伴ひ其の敷地の必要を感じたれども土地素より狭く適當の場所を得ず止むなく海面埋立をなすことに決す
- 本會依て其埋立工事に従事し協心戮力支障なく罐詰工場建設の目的を達したるのみならず今日に於て之れを見れば一は國家のため一は本會のため利益する所少しとせず前記資産の部に共有地四反歩とあるは之より生ぜしものなり
- (ハ)共同事業 會員一同毎月金三錢づゝの貯金をなすの義務あるものとし毎月十五日司計之を取纏め郵便貯金に預入し現時會員九十四人にて總計二百二十七圓八十一錢四厘となれり此の貯金は他より給與を仰がず會員自ら閑暇の際草履又は繩紉等の作業をなし所謂勤勉に依り得たる金錢を以てすることゝなせり

(五)風紀の改善

- (イ)善行者の旌表 善行者は賞狀物品を添ふることありを以て或は口頭を以て總會の際之を旌表することゝせり之を行ふこと日尙ほ淺きを以て該當者の多數を出さずと雖も既に害蟲驅除の行届けるもの、苗代用の整理の行届けるものに農具を賞與せしこと品行方正他の模範とするに足るべき者を賞せしこと等數回あり尙ほ將來確實に旌表の實を擧ぐべく其の規程をも制定せり
- (ロ)處罰 處罰は從來屢々實行せる所なりと雖も明治四十一年の組織變更之を實行するの必要を生ぜしは僅に一回にして二人に過ぎず
- 科罰は本會の最も嚴格に實行せる所なり何となれば之れにして確實に行はれざるに於ては其の他の會則は從て實行の出來ざる基となるの恐あればなり
- (ハ)就學兒童學藝及父兄懇話會 學校と提携して當區就學兒童を集め學藝の練習をなさしめ之を父兄に示し以て好學心を起さしむると同時に又一方に於て學校家庭の聯絡を通ずる爲めに懇話會を開催す尙ほ將來屢々之を

行ふ考なり

(二) 報徳講演會に會員總代を派遣す 明治四十二年七月十六日より三間日大分町に於て同會を開く依て總代を派遣し聽講せしむ

(ホ) 當區出身の軍人の送迎 從來始めて入營する時には盛に送別會を催し或は毎戸餞別等を贈る習慣なりしが是等は虚禮に流るゝの恐あるのみならず經濟上の關係少からざるものあり 依て之を廢し四十一年以來本會より入營者一人には少額づゝの金員を餞別として又村界迄之を送る際代表者と本人と僅かに離杯の交換をなすに止むることせり

又滿期退營歸宅の際盛に慰勞宴會を催せしも同上により之を廢止せり

(六) 公共事業

(イ) 共有地の開墾 前記繕詰工場敷地埋立の項に記せるを以て略す

(ロ) 公共事業特別の請負

1. 前記繕詰工場建築工事の請負

2. 佐賀關町設魚市場建築工事の請負

3. 佐賀關町字上浦假俱樂部建築工事の請負

(ハ) 献納金 明治三十七八年戰役の際本會より軍資金を献納せり

(七) 將來の計畫

(1) 學業の講習

(イ) 實業的雜誌の繼續購讀

(ロ) 新刊書籍の購入

(ハ) 簡易なる理化學上の實驗

(ニ) 婦女子の爲めに裁縫講習所の設置

(ホ) 本會の經費により實業學校入學規程の設定

(2) 風紀の改善

(イ) 舊曆を守る習慣の根本的打破

(ロ) 男女禮儀作法の漸次改良

(ハ) 同上言語の改良

(二) 學會兒童保護法の設定

(3) 實業士

- (イ) 殖林の發達
- (ロ) 蔬菜類果樹類栽培の改良發達附蔬菜果實品評會の開設
- (ハ) 家畜飼養の奨勵
- (ニ) 模範田畑の設置
- (ホ) 實業視察員の派遣
- (ヘ) 堤地の開墾
- (ト) 防波堤の設築
- (チ) 海岸の埋立
- (リ) 燒野に於ける其共同橘園の設置等なり

● 佐賀縣

立野川内青年矯風會 (杵島郡住吉村立野川内尋常小學校内)

1. 會員數 現在團員六十七名

2. 補習教育の狀況 從來大字立野川内村内を分ち各區に俱樂部を設け夜學を行ひたるも教育の關係其他の事情により青年各自の自習之が主となり充分なる指導教授を行ふこと能はず從て周到なる補習教育を爲す能はざるを以て本年四月立野川内尋常小學校に農業補習學校を附設し専ら之を利用することとし目下生徒數四十名別紙規則に依り隔夜教授をなせり

イ、生徒數及出席數

- 第一學年 二二名 尋常科卒業以上のもの
- 第二學年 一八名 高等科卒業以上のもの
- 第三學年 なし

第一學年に入學したるものは三ヶ年第二學年に入學したるものは二ヶ年を履習せざれば青年團員たることを得ざるものとし一面小學校教育の補習を爲し一面意志の陶冶を爲して惡風に感染することなからしめんとす目下該當者にして該校に入學せざるものは貧困者にして他町村に出稼者一名ある

のみ十月分の出席平均數自分比例は八十六以上
授業料なし

□、經費總額金六十圓 (四十三年度立野川内學區負擔豫算)

内 譯

金四拾貳圓 教育手當 金五圓 教員出張旅費

金貳圓 備品費 金拾壹圓 消耗品費

ハ、教員 立野川内尋常小學校教員にして左の如し(手當支給)

訓導兼校長 樋渡三右衛門 訓導 吉岡嘉太郎

訓導 中島權八 代用教員 多久島俊一

ニ、教科書 補習國民讀本 (修文館發行)

補習農業讀本(文學社發行)、其他は小學校教科書を參酌して教授す

求、用具 生徒用机、教卓、黑板等全部立野川内小學校の分を使用す

へ、正科外教育的演習 新聞雜誌閱覽、取讀會、速算會、學藝會、習字、競技會等を行ふ

3、學校との連絡 本校(小學校)卒業の男兒は悉皆本團員たるの規定にして小學校

長兼補習學校長は常に本團の主幹者となり其他の職員も亦本團の幹部となり
て盡力するを以て學校の訓練は其儘移して以て本團員に及ぼし團員も又よく
其命に服従し餘暇あるときは學校に出入するを一の樂事となし殊に毎月一日
の農休みに際しては殆んど全部出校して讀書其他娛樂を爲し三大祝日學校紀
念日等には會員奮て參集し祝意を表し又時々映席兒童をも勸誘して出校せし
むる等學校事業と團體事業との關聯密接なり之れを要するに本村青年教育は
學校教育の延長したるが如き觀あり

4、團員會合の狀況 一般的會合としては毎月十日夜役員會を開き會務の計畫決
議事項の執行、不良青年の訓戒、優良青年の推薦等を爲し總會は毎月二十四日二
十八日の兩度左の方法により之を開く

(イ)開會(凡午後八時) (ロ)勸語捧讀

(ハ)戊申詔書共讀 (ニ)團歌合唱

(ホ)講演及作法の實習 (ヘ)會員の演說

(ト)實踐事項決議勵行 (チ)討議

佐賀縣 立野川内青年矯風會

(リ) 小學談會 (又) 餘興

部分的會合としては本團員を四部落に區分し各部に俱樂部を設け團員相互の親密を計り品性の修養學術の補習自習を爲し併せて勇健の氣象を養ふ
尙本會に於ては左の娛樂を行へり

圍碁、將棋、加留多、吹琴、尺八、笛、相撲、庭球、武術

其他高潔なる趣味を喚起すべきもの

5、風俗矯正に關し具體的に實行せる事項 戊申詔書喚發以來特に勤儉治産の美風を養成せんことに努め團員は左の實踐事項を行へり

(イ) 卷煙草を喫せざること

(ロ) 表付下駄を穿たざること

(ハ) 喫煙飲酒を節約すること

(ニ) 成るべく綿服を着用すること

(ホ) 本言語動作を慎み長上先輩の氏名を呼捨てにせざること

(ヘ) 茶屋遊を爲さざること

(ト) 俗歌を唱へざること

(チ) 長上の命令に服従すること

(リ) 約束の期日時間を勵行すること

6、圖書館設置の狀況 從來各俱樂部に圖書新聞雜誌を備付け縦覽せしめたるに其の効果著しく大に讀書の趣味を喚起し目下立野川内小學校に見童文庫設置の運に至りたれば各俱樂部の縦覽所を之に合併し團員よりは毎月五錢づゝ出金を爲さしめ更に山林の手入れ其他工事請負の收入を以て圖書の購入に充て漸次其規模を擴張せんとせり

7、將來の計畫

(イ) 青年會館の建設 明治五十年を期し一千五百圓を投じ圖書館兼青年會館を小學校の境内に建設せんとす

(ロ) 基本金蓄積 明治五十年を期し一千餘圓を蓄積せんとす

(ハ) 農具種子の共同購入

(ニ) 夜學奨勵

本會々則の詳細左の如し

- 第一條 本會ハ立野川内青年矯風會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員ノ知識ヲ研キ、徳性ヲ養ヒ風俗ノ改良實業ノ發達ニ資スルヲ目的トス
- 第三條 本會事務所ハ立野川内尋常小學校ニ置ク
- 第四條 本會ハ立野川内在住ノ青年ヲ以テ組織ス
- 第二章 會員
- 第五條 本會ハ入會セント欲スルモノハ幹事ヲ介シテ保護者連帶願書ヲ會頭ヘ提出シ其許可ヲ得ベシ
- 第六條 本會員ハ本規則ノ範圍内ニ於ケル特定ノ權利ト絕對服從義務アルモノトス
- 第七條 其重ナル權利義務左ノ如シ
 - 一、本會ノ經營ニ付建議ヲナスコトヲ得
 - 二、不當ノ命令ニ抗書シテ總會裁決ヲ仰クコトヲ得
 - 三、本會附屬ノ諸事業ニ出入スルコトヲ得
 - 一、經費ノ分擔ヲナスベキコト
 - 二、會則及決議ニ對シ服從スベキコト
 - 三、役員ノ命令ヲ遵守スベキコト
 - 四、總會ニ列席スヘキコト

第八條 本會ヲ退會セント欲スルモノハ入會同様ノ手續ヲ以テ其旨願出ベシ

第三章 賛助員

- 第九條 會員外ニシテ本會ノ趣旨ヲ賛成シ特別ノ功勞アルモノハ賛助員ニ推選ス
- 第十條 賛助員ハ本會ニ對シ何等ノ義務ヲ負擔セズ
- 第十一條 賛助員ハ本會ニ於テ會員同様ノ權利ヲ有ス
但決議事項ニ際シ其人數ニ加ハルコトヲ得ズ

第四章 役員

- 第十二條 本會ヘ左ノ役員ヲ置ク
 - 會頭 一名 副會頭 一名
 - 會計 一名 幹事 八名
- 第十三條 役員ノ改選ハ毎年五月ノ總集大會ニ於テ正副會頭ハ全會員中ヨリ會計及幹事ハ正會員中ヨリ撰任ス
- 第十四條 役員ノ選舉ハ投票ヲ以テシ最高點者ヲ以テ當選トス
但同數ナルトキハ年長者ヲ取ル
- 第十五條 役員ハ名譽職トシ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ
- 第十六條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時輔缺選舉ヲ行フ但前任者ノ殘任期間トス
- 第十七條 役員ハ規則及會ノ決議ニ從ヒ本會ノ事務執行ニ任スルモノトス

第十八條 會頭ノ職權左ノ如シ

- 一、總會ノ招集及び整理
- 二、役員會ノ招集及び整理

三、會員ノ入退會ニ關スル件

四、會員ノ監督及賞罰ニ關スル件

五、會員ノ指導及會務ノ總裁等

第十九條 副會頭ハ會頭ヲ補佐シ不在ノ時其ノ代理者タルモノトス

第二十條 會計ハ本會ノ出納ニ任シ其處理スベキ事項ハ 一、經費ノ支出 二、會費ノ

徵收 三、基本金ノ管理 四、其他出納事項 五、本會記録ニ關スル件 六、決算ノ報告

及表示等トス

第二十一條 幹事ハ本會ノ庶務ニ任シ其部内會員ヲ監視シ會頭ノ指揮ニヨリ會務ノ

執行ヲナスモノトス

第二十二條 役員ハ其職權内ニ於テ會員ヲ使役シ亦命令スルコトヲ得

第五章 總會

第二十三條 毎月二十四日二十八日ノ兩夜トス

第二十四條 緊急ノ時ニ限リ會頭ハ臨時會員ヲ召集スルコトヲ得

第二十五條 毎年五月ヲ期シ春期總集大會ヲ開ク

但期日ハ役員會ノ決議ニ依ル

第二十六條 總會ハ教育上、實業上ノ講話討論及本會經營上ノ決議機關タルモノトス

第二十七條 總會ニ於テ決議スベキ事項ハ會頭ノ意見ニヨル

但意見細則ハ別ニ定ム

第二十八條 會議ハ會員半数以上ノ出席ヲ要シ其ノ議事ハ普通法ニヨルモノトス

第六章 會計

第二十九條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔其他ノ雜收入ヲ以テ支辨ス

第三十條 本會ノ會計年度末ハ毎年五月トシ會計理事者ハ其年度内ノ報告ヲナスベ

シ

第七章 處分

第三十一條 本會々員ニシテ本會ノ規定ニ背キ或ハ其趣旨ニ悖ル行爲アルモノハ其
輕重ニ依リ左記ノ處分ヲナス

一、擔任幹事ノ脱離

二、役員會ニ於テ脱離

三、絶交

第三十二條 右處分セラレタルモノニシテ不服アルトキハ情ヲ述ベテ總會ノ裁決ヲ

求ムルコトヲ得

第八章 附則

第三十三條 本規則ニシテ改正加除ノ必要相生シタルトキハ會頭ハ建議案ヲ提出ス

模範青年團の組織及び設備

但會員十名以上ノ建議タルベシ
住吉村立立野川内農業補習學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ實業補習學校規程ニヨリ當地地方ニ必要ナル農業上ノ知識技能ヲ授ク
ルト共ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本校ハ住吉村立立野川内農業補習學校ト稱シ立野川内尋常小學校ニ附設ス
第二章 學年及學期

第三條 本校修業年限ヲ三ヶ年トス

第四條 學年ヲ分テ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至五月三十一日

第二學期 自九月一日 至五月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第三章 教授ノ終始ノ時刻及休業日

第五條 本校ノ授業ハ隔夜貳時間トシ午後七時ヨリ始業ス

第六條 本校ノ休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

祝日及大祭日 産土神社祭一日

盆祭三日間 一月一日前後各七日間

毎年六、七、八、十一、十二月トス

第四章 教科目程度及毎月教授時數

第七條 本校ノ教科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

修身、國語、算術、農業、四科目トス

第八條 各教科目ノ毎月教授時數及程度ヲ左ノ如ク定ム

教科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	人倫道德ノ要旨	同上	同上
國語	日用通知ノ文字文章	同上	同上
算術	ノ讀方、書方、綴方 整数、小数、諸等數歩 合算、珠算(加減)	同 上 分數、比例、珠算加 減乘除	同 上 利息算、求積、珠算 加減乘除
農業	土壤、肥料、作物耕耘 害虫	農具、養蠶、家畜	造林、園藝、丈量
	時數 三	時數 三	時數 三
	每日 一〇	每日 一〇	每日 一〇

第九條 本校各教科目ノ教授ノ要旨ヲ左ノ如ク定ム

修身ハ教育上ニ關スル勸語及ビ戊申詔書ノ趣旨ニ基キ道德ノ要旨ヲ授ケ德性ヲ涵

養シ品性ヲ高メ勸勵力行ト公益トナ尙ブノ氣象ヲ養成シ之ヲ實踐躬行セシムルヲ

期ス

國語ハ日用須知ノ文字及文章ノ讀方綴方書キ方トテ授ケ生活上ニ便多カラシムル

コトヲ期ス

算術ハ農家ニ必須ナル日用ノ諸算ヲ授ケ正確且以迅速ニ計算シ得ルニ至ラシメン

佐賀縣 立野川内青年矯風會

コトヲ期ス

農業ハ土壤、肥料、作物、耕耘、農具、害虫、養蠶、家畜、造林、丈量等ニツキ當地方ニ於テ最モ適切ナル事項ヲ授ケ農業ノ趣味ヲ養成シ勤勉、科用ノ精神ヲ養フコトヲ期ス

第五章 卒業ノ認定

第十條 卒業證書ハ平常ノ成績ニヨリ認定シ三學年ノ終リニ於テ第一號書式ニヨリ授與ス

第六章 入退學

第十一條 本校入學者ハ尋常小學校ノ課程ヲ卒業セシモノ以上トス

但シ尋常小學校ヲ卒業セザルモノモ學齡ヲ超ヘタルモノハ學校長ニ於テ特ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第十二條 入學志望ノ男子ハ毎年三月十五日マデニ左記ノ願書ヲ保證人連署ニテ學校長ニ差出シ其許可ヲ受ケベシ (書式略ス)

第十三條 疾病、事故等ニテ退學セント欲スルモノハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ニテ其旨學校長ニ願出テ其許可ヲ受ケベシ

● 熊 本 縣

甲佐町青年會 (上益城郡甲佐尋常高等小學校)

一、沿革 本町各字には明治三十七年より青年會壯年會實業組等の名稱を以て青年團體を組織し第九項第十項に記せるが如き事業をなしたるが四十一年十月九日之れを統一し組織を改正して本部を置き各支部を統括連絡せしめたるを以て各種の事業其歩調を一にするに至れり

二、組織

本部には左の役員を置く

會長

一名(町長)

副會長

一名(小學校長)

理事

一名(訓導)

幹事

八名(各支部長)

評議員 二十一名(町會議員及區長)

各支部には部長、副部長、理事、教授者等の役員を置く

本町居住の青年を以て會員とす

三、會員數 二百五十三名

四、資産 各支部合計百拾圓五十錢

五、維持

イ、毎年町費九十圓の補助を受く之は主として夜學の費用に充つ

ロ、會員の團體勞働によりて得たる賃金を以て之に充つ

六、目的

一、青年の風紀作興

二、智徳の修養

三、實業の發達

七、事業

(1) 既往及現在に於ける事業

一、夜學及武藝の練習

二、夜警

三、共同貯金就中東寒野支部の青年團の共同貯金は八百餘圓に上れり

四、里道の手入

五、溝渠の浚渫

六、害虫驅除

七、農物品評會

八、農藝競技會

九、實業視

一〇、善行者の表彰

一一、現役軍人の慰問及入退營者送迎

一二、横田支部の青年團は其部内或る老人の農業を補助し來れり

一三、前題の外本年より小學兒童の蔬菜品評會も本會の主宰とし目下準備し

つゝあり

(2) 將來に於ける計畫

一、模範林種苗園を設置すること

二、支部會場の借館せるもの三箇所あるが之れが建設をなさしむること

- 三、各支部に圖書館を併置せしむること
- 四、共同苗代田を起すこと
- 五、基本財産の造成をなすこと
- 六、農藝競技會を擴張すること
- 七、會員の互助法を制定すること
- 八、通俗講演會を起すこと
- 九、一般社會に時間を厲行せしむること
- 一〇、納税其他の義務實行の目標を設くること

八、補習教育

- 一、教授の場所 各支部會場
- 二、教授の季節 毎年九月より翌年四月にて農隙の間
- 三、教授時間數 毎週平均十八時間
- 四、始業終業の時刻 始業午後六時乃至七時 終業同九時乃至十時
- 五、學科及其程度 修身國語算術農業の四科目にして高等科卒業者、尋常六年卒

業者、尋常四年卒業者を以て國語算術は其程度の教授をなす

六、教科用書 國語科 青年讀本、青年補習讀本、國定語本、國定書方手本、

算術科 珠算にして國定珠算書

農業科 口述筆記

七、教授用具 生徒用机は漸次改良するの方針にして其他不便なく圖書は多く
學校用を使用す

八、出席員數 百七十九名にして前年度に於て毎月百分の九十以上の出席あり

九月謝 徴收せず

一〇、教授者 甲佐小學校職員

一一、學習の實況 青年は幼者と異り修學の必要を感じ居るを以て教授し易く
且つ理論し易く尋常三年修學者にして勅諭を讀み得るに至れる者あり即ち
第一四項に示せるが如く教員を配置して指導す而して第一〇項第五號の程
度を以て學力の差異に依り三組とす

一二、修業年限 高等卒業生は二ヶ年以上尋常卒業生は四ヶ年以上修養せしむ

るの見込なるも未婚者にして家事の係累なきものは數年在學するを通例とす

一三、進級の方法 認定に據る

九、學校との連絡 夜學會の監督指導は全部學校教員の任にして學校長は副會長となり訓導一名理事となり且つ凡ての會合は學校内に之れを開く等常に學校を中心とせるの姿なるを以て青年會と學校との連絡は至て親密にして校地の土持又は運動會の助力小學校兒童の出席獎勵等學校の爲に謀る所少からず
一〇、圖書館其他通俗教育に關する施設 何れも未着手の事業にして遠からず其運に至るの豫定なり

一一、夜學會教授者及會場

- 東塞野支會場 訓導 緒方貞雄
- 西塞野支會場 同 井芹眞平
- 上豊内支會場 同 樺木太龜男
- 下豊内支會場 同 栗原磯記

岩下支會場

目下欠員

仁田子支會場

訓導 渡邊伍介

横田支會場

同 本郷勇

大町有安支會場

同 古内常雄

報酬としては開會中各支會より謝禮として一ヶ月二圓宛を贈與するを標準とす

各教育中二名は既に夜學會場に住居し他は其の附近に住居し別に用務あらざる限りは常に會場に出席して指導す

一二、壯丁教育 壯丁教育は三十七八年戰役以來施行する所なり毎年徴兵検査後合格者を集め壯丁讀本等を教授用書として小學校教員之れを教授す

一三、規約 規約は大體本縣の示したる準則に依れるを以て特に記さず(準則は昨年内申中に記載せるに付略す)

横島村自彊會(熊本縣玉名郡横島村)

沿革 本村内に於ける青年會は從來各部落七個所にあり創立の古きは明治十

七年より近きものも明治二十七年よりの歴史を有し警備の傍風紀矯正道路改修副業奨励等に力を用ひ來りしが時代の趨勢に従ひ合同の必要を感じ本年一月組織會を開き各青年會を合同して自強會と稱するに至れり

二、組織

一、本會には會長一名 副會長一名 常設幹事二名 常議員七名 評議員若干名 理事三名を置く

二、各支會には支會長、副會長、幹事若干名を置く

三、本村居住の十六歳以上三十歳以下の者を會員とす

三、會員數

五百四十二名

四、資産 支は金五十圓乃至二百圓に達する基金を有す本會は目下約四反の田を得べき水路管不用地無代拂下を受け居るを以て來春埋め立つる筈及淺利貝養殖地約一町を有す是も來年度より經營して其收益中より年々若干の基金を積立てんとす

五、維持法 當分村會の補助を仰ぎ又一面には村内の荒蕪地の開拓及不用地の埋

立事業村道路修繕の請負等によりて收得したるものによりて之を維持す

六、目的 本會は自強を以て帝國青年の本分を完うするを目的とす

七、事業

(1) 既往及現在に於ける事業

本會の合同前に於ては各青年會は堤防の警戒、消防、風紀矯正、夜學、武術練習、談話會、道路修繕、糞細工等を爲し來りしが合同後に於ける事業の大略を擧げれば左の如し

一、玉名中學校々庭に於て本會選手對玉名中學校選手と野球競技をなし勝を得たり

二、本會より各支會旗を調製配布す

三、村道路修繕を横島村役場より囑託せられ之が改修をなす

四、本會大會を開催し左の事項を舉行す

1、運動會

2、夜學生學藝品展覽會

熊本縣 横島村自強會

3、會員葉細工品評會

- 五、益會物品の取り遣り及初精靈提灯の廢止に關する外數件を協議實行す
- 六、本年度入營すべき壯丁教育の開始をなす
- 七、農隙に際し各支會に於て數回講演會を開き常識の普及に勉めたり
- 八、其他會則の實行

(2) 將來に於ける事業の計畫

- 一、本會々則の示す所に従ひ之れが實行をなすは勿論基本金造成に就て村の荒蕪地の開拓及不用地の埋立事業を遂行し以て基本に充て尙村道路改修等を請負ひ或は淺利貝の養殖をなし其收得を積み立て本會の基礎を益々強固ならしむること
- 二、各支會に文庫を設くること

八、補習教育

- 1、教授の場所、各支會毎に一民家を借受け之れに充つ
- 2、教授の季節、一月より四ヶ月間

3、每週教授時間、十八時間

4、始業終業の時刻

5、學科目及其程度

イ、學科目、算術(筆算及珠算)農科國語讀方書方綴方の三科目とし修身科は國

語科中に含むものとす

ロ、程度、甲、乙丙の三組とす

甲、高等科卒業及中學半途退學者

乙、尋常科六年卒業者及高等科半途退學者

丙、同四年卒業者其他

6、教科書

尋常科四年以上兒童用讀本手本及び算術

高等科兒童用讀本及算術

高等科新三年用讀本及算術

其他日本外史近古史談等を用ふ

- 7、教授用具 机、黑板、教卓、ランプ等教授上必要具
- 8、二百三十六名
- 9、月謝 徴收せず
- 10、教授者若しくは指導者
- イ、小學校訓導主任行衛、井前福次郎、堀田熊次郎、松下吉郎、有原末吉、大野三郎、島村貞之
- ロ、支會長田代和民、前田與太郎、西島勝彦
- ハ、常議員栗原尹、中川正俊、木之重之 報酬月額金二圓五十錢
- 11、學習の實況 小學校職員各擔任支會の夜學は隔夜に出張して教授の任に當り又其會の指導をなすことにして隔夜毎に各支會に於ける會長若しくは幹事等によりて教授指導をなす夜學生は學校に於て行はるゝ補習學校生徒と趣き趣異にし自發的に學習をなす而して各支會に於て家庭巡視員及監督等の役員を設けて彼等の勤怠を警戒し區長有志の如きも時々視察して故なく缺席者などありたる時は其家庭に就き詮議して敢て秩序を亂さざるに勉む

12、修業年限 修業年限は之を一定せず但夜學生にして他に轉するか又履歴を要するものには其學修の年數及程度を記し之れを交付するの制を設く

13、進級の方法 認定に依る

九、學校との連絡 學校より一名宛の訓導を招聘して夜學に於ける一般の指導を受くるが故に青年會と學校との關係は親密にして校地の砂利持又は運動會の助力等學校の爲に謀る所少からず

一〇、圖書館 文庫あり會長及小學校長の提供に係る書籍數十部を藏す

一一、壯丁教育 毎年入營すべき壯丁を集め九月十月の二ヶ月間一週に二回宛準備教育をなす教授者としては在郷軍人團より二名學校より一名を招聘し學科は軍隊精神勅諭讀法國語算術軍隊內務書典範素讀等なり

一二、青年會々則左の通り

横島村自彊會々則

第一條 本會ハ自彊以テ帝國青年ノ本分ヲ完フルヲ目的トス

第二條 本會ハ本村教育會ニ附屬シ本村青年十六歳ヨリ三十歳ニ至ル者ヲ以テ組織

熊本縣 横島村自彊會

ス

但役員ノ年齢ハ制限ヲ加ヘス

第三條 本會々員タルモノハ凡テ本會ノ主旨ヲ服膺シ役員ノ指揮命令ニ從ヒ本會ノ議決ヲ履行スル義務アルモノトス

第四條 第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事ヲ行フ

一、警備ノ任ニ當リ秩序安寧ヲ保持スルコト

二、水路ノ浚渫道路ノ改修ヲナシ灌漑交通ヲ便ニスルコト

三、増業ヲ勵ミ勤儉ノ徳ヲ養フコト

四、實業ヲ振興シ福利ヲ増進スルコト

五、夜學ヲ開キ智識ヲ補習スルコト

六、講演講習會ヲ開キ常識ヲ普及スルコト

七、國民的運動ヲ盛ニシ體力ノ増進元氣ノ涵養ヲ務ムルコト

八、視察ニヨリ比較研究ヲナシ採長補短ヲ念ヲサルコト

九、總テ本會ノ規約ヲ勵行シ風紀ノ發揚社會ノ改善ニ務ムルコト

一〇、教育勸業土木衛生其他公益上ニ貢獻シ共同自治ノ慣習ヲ養フコト

一一、本會ニ幼年部ヲ附設シ指導教養ノ任ヲ負フコト

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ三ケ年トス

一、會長 一名(役員會ニ於テ之ヲ選舉ス)

一、副會長 一名(同上)

一、常設委員 二名(同上)

一、常議員 若干名(各支會正副長ヲ以テ之レニ充ツ)

一、理事 三名(會長指名トス)

第六條 役員ノ職權限左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ統轄ス

一、副會長ハ會長ヲ代理シ及會務ヲ總理ス

一、常設委員ハ本會ノ組織ニ參シ及會務ヲ整理ス

一、常議員ハ緊急事件ヲ議決シ及ヒ評議員會ノ問題ヲ審議シ並ニ本會ノ旨ヲ受ケテ支會ヲ統轄ス

一、評議員ハ本會ノ重要事件ヲ議決シ會員實行上ノ細目ヲ議定シ其ノ區會員ニ勵行セシムル責ニ任ス

一、理事ハ庶務會計ヲ掌ル

第七條 集會ハ常議員會、評議員會、總會ノ三トス

其回数、時期及事項ハ別ニ定ムル所ニヨル

第八條 本會ニ左ノ支會ヲ置ク

第一、支會字栗ノ尾區

第二、支會字大園區

熊本縣 横島村自彊會

- 第三、支會 ○ 大開區
 - 第四、支會字 外平區
 - 第五、支會 八番、十番區
 - 第六、支會字 明福、九番、十番區
 - 第七、支會字 明宮、新區
 - 一、支會ハ特別ニ財産ヲ所有シ必要ナル事業ヲ經營スルコトヲ得
 - 一、支會ニ於テ協定セシ事項及ヒ舉行セル事業並ニ役員ノ異動等ハ其ノ都度之ヲ本會ニ報告スルモノトス
 - 第九條 支會ノ規則ハ別ニ之レヲ定ム
 - 第十條 本會經費ノ收支法ハ別ニ之ヲ定ム
- 以上
- 横島村自疆會第 支會準則**
- 第一條 本支會ハ横島村自疆會ノ主旨ヲ擴充實行スルヲ以テ目的トス
 - 第二條 本支會ハ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ三ヶ年トス
 - 一、支會長 一名(支會員ノ選舉ニヨル)
 - 一、支副會長 一名(同上)
 - 一、幹事 若干名(同上)
 - 第三條 役員ノ職務權限ハ左ノ如シ

- 一、支會長ハ支會一切ノ事務ヲ總理ス
 - 一、支會副會長ハ支會長ヲ補佐シ及ヒ支會長ノ代理ヲナス
 - 一、幹事ハ支會重要ノ事件ヲ議決シ及ヒ其ノ實行並ニ區内會員ニ關スル萬般ノ責任ヲ任ス
 - 第四條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ支會ニ於テ特別決議ヲナスコトアルヘシ
 - 第五條 支會員中他ノ模範トスルニ足ルモノアルトキハ之レヲ表彰スルモノトス
 - 第六條 支會員中支會ノ面目ヲ汚スモノアル時ハ其ノ反省ヲ促シ猶改メサル時ハ總會ノ決議ニヨリ之レヲ除名スルモノトス
 - 第七條 支會内ノ經費ハ支會ノ收得金及會員ノ負擔ヲ以テ之ニ充ツ
- 以上

● 宮 崎 縣

大久保校友青年會(宮崎郡大久保尋常小學校)

一、沿革大要 大久保尋常小學校長森榮藏時勢の進運に鑑み本會設立の必要を感じ有志者に諮り明治三十九年二月十一日組織會を同校内に開催し其主旨を述べたるに滿場一致之を賛成し組織準備委員を選定するに至れり而して之に要

宮崎縣 大久保校友青年會

する經費は地方有志の寄附に俟つこととし有志の間に奔走して漸く六十五圓を得たり斯くして同年四月二日發會式を舉行するに至れり爾來毎年二回定期總會をき開又必要に應じ臨時會を開催し各種の問題を研究討議し或は夜學會を開催して補習教育をなし或は農作物の試作品評會を開き農事の改良進歩を圖り害蟲の驅除豫防等にも他に先ちて之を勵行し時間の確守言語の改良暴飲暴食夜遊等の廢止勤儉推讓早起等を勵行し風俗改善に努め以て今日に及べり

一、組織及會員數 明治三十九年以降大久保尋常小學校卒業生又明治三十四年以降同校に在學したることあるものにして年齢拾五歳以上三拾歳以下の男子を以て組織し現在會員百二十名を有す

一、資産及維持の方法 會員の勤勉力行により部落有の土地五反歩を開墾耕作し其の收益金を以て經費を支辨し剩餘を蓄積して基本財産とし現在資金四百二圓八十四錢六厘を有す

一、目的 教育勸語並に戊申詔書の御趣旨を奉體實行し併せて學校事業を補翼するに在り

一、本會の事業

1、毎年二回定期總會を開催す

イ、本會會務に關する事項の商議及報告

ロ、學術及び實業に關する研究討議及演說等

ハ、講師を聘し有益なる談話を聞くこと

ニ、學校事業及び本會事業に關する評議

2、夜學會

イ、場所 大久保尋常小學校内

ロ、時期 年中

ハ、每週教授時數 毎年九月一日より翌年四月末日迄は每週三回七時間五月

一日より八月末日迄は每週一回二時間

ニ、始業時 午後八時但時宜により伸縮す

求、學科目及其の程度 修身、國語、美術、農業の四科目にして高等小學校一二學年の程度に依る

へ、教科用書 修身、高等小學校修身書、新編第三學年用

國語 日本公民讀本

美術 高等一二學年用算術書

農業 農業教科書

ト、出席會員 九十五名

チ、月謝 徴收せず

リ、教授者の職業員數及報酬の有無 大久保尋常小學校男教員五名無報酬

又、學習の狀況 學力の程度により三組に區別して教授すされば教授事項能

く了解せられ會員は興味を起し進んで出席し成績良効なり故に會員一年

精勤者は其四分の一を占め中には二年三年勤績のものあり世の多くの補

習學校夜學校の萎微振はざる一原因は生徒の不熱心怠惰なるにあり本夜

學の如きは他の模範とするに足る

ル、修業年限及進級法 修業年限は三ヶ年とし試験法により進級せしむ

ヲ、創立以後の卒業生數 六十二名

四十二年八月第一回三十五名四十三年八月第二回二十七名を出す

3、勸業

イ、會員に五畝歩以上の稻試作をなさしめ立毛品評會を行ひ、成績優等の者には賞品を授與す

ロ、會員は他に卒先して害蟲豫防驅除等を勵行す

ハ、荒地を開墾し基本財産を蓄積すること

4、勤 貯蓄

イ、會員は道路の修理、架橋、墓地の掃除、山林の下拂、苗圃の除草等の請負を爲し其の收得金を各自貯金す

ロ、實員は共同夜業をなし繩絢草履草鞋等を作り其製品を販賣して各自貯金す

5、力行組合 戊申詔書の御趣旨に基き各區毎に數個の理髮器械を購入し共同理髮す

6、風俗の改善

宮崎縣 大久保校友青年會

- イ、時間の確守
- ロ、暴飲暴食夜遊の廢止
- ハ、言語の改良
- ニ、奢侈を禁じ質素を守ること
- ホ、早起
- ヘ、婚禮等の際惡戯をなさざること
- ト、諸種の迷信を避くること
- 7、學校事業の補翼
 - イ、就學出席の奨勵をなすこと
 - ロ、學林の下拂をなすこと
 - ハ、學校園の設置に努めたること
 - ニ、其の他の學校事業を助成すること
- 8、學校との連絡
 - イ、會長には大久保尋常小學校長、副會長には同校首席訓導を推し本會の夜學

會には教師として同校男教員に囑託すること

ロ、會員は學校式日には必ず參列すること

ニ、成績 本會の設立日尙淺しと雖も其成績佳良なり會員は淳朴勤勉にして業務に精勵し從來行はれたる惡習慣は悉く芥除せられ良風善俗を馴致するに至る又學校との連絡は密にして學校の庭園に芝生を作らんと計畫せしに青年會員は悉く來て之を助け直に完成せるを見る其の他學林の下拂學校園の施設等に助勢し少しも勞を惜まざるの風あり

大久保校友青年會夜學會規程

- 第一條 本會ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及ヒ之レト同等以上ノ學力ヲ有スルモノヲシテ修身國語算術ノ三科目ヲ補習セシメ且ツ農業ノ大意ヲ知ラシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ大久保校友青年會夜學會ト稱ス
- 第三條 本會ノ修業年限ハ三ヶ年トス
- 第四條 修身ハ教育勅語並戊申詔書ノ御趣旨ニ基キテ個人ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス
- 第五條 國語ハ普通ノ言語日常須知ノ文字又文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スル

宮崎縣 大久保校友青年會

ノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス
第六條 算術ハ實用的計算ニ習熟セシメ生活上必須ノ智識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

第七條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ智識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ増長シ勤勉ノ心ヲ養成スルヲ以テ要旨トス

第八條 本會各教科目ノ每週教授時數ハ左ノ如シ

修身 一時間 國語 二時間
算術 二時間 農業 二時間

第九條 本會ノ修業ハ主トシテ夜間トシ其期間及時數等ハ左ノ如シ

第一期 九月一日ヨリ十二月二十日迄、每週三回七時間宛

第二期 一月十日ヨリ四月末日迄、每週三回七時間宛

第三期 五月一日ヨリ八月末日迄、每週一回二時間宛

第十條 本會ノ休業日ハ左ノ如シ

一、祝祭日

一、日曜日及隔日

一、大久保校創立紀念日

一、臨時必要ノ場合

第十一條 大久保校友青年會通常會員ニシテ當學區域内ニ居住スル高等小學校卒業

以下ノ男子ハ入會ニ漏ル、コトヲ得ス

但シ特別ノ事情アルモノニシテ會長ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限リニアラス

第十二條 本會ハ大久保尋常小學校内ニ於テ開催シ同校職員之レカ教導ノ任ニ當ルモノトス

第十三條 大久保校友青年會規約第十條ニ依リ除名サレタルモノハ退會ヲ命スルモノトス

第十四條 毎學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ試験ニ依ルモノトス

第十五條 試験ハ學期試験ト學年試験トノ二種トシ學期試験ハ第一第二學期末ニ於テ其學期間ノ履修シタル事ニ就キ之レヲ行ヒ學年試験ハ學年末ニ於テ其學期間ニ履修シタル事項ニ就キ之レヲ行フ

第十六條 各學科目評點ハ百ヲ以テ定點トシ平均點六十點以上各學科目評點五十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第十七條 學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ修業證書、全教科ヲ卒業シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

大久保校友青年會夜學會規約

第一條 會員ハ常ニ誠實ト熱心ト本トシテ教師ノ教訓ニ從ヒ専心ニ勉勵スベシ

第二條 病氣其他止ムヲ得サル事故ノ爲ニ遅刻シ又ハ缺會セントスル時ハ始業前其旨教師ニ届出テ又早引セントスル時ハ教師ノ許可ヲ受クヘシ

- 但シ其屆書ハ本會委員ノ承認ヲ要ス
- 第三條 止ムテ得サル事故ノ爲メ缺會シタル者ハ其翌夜出會シテ教ヲ受クルモノトス
- 第四條 相當ノ理由ナクシテ缺會シ又ハ第二條ノ届出テテ忘リタルモノハ一回ニ付キ金五錢宛ノ違約金ヲ徴收ス
- 第五條 授業中ハ勿論教室ニ於テハ常ニ靜肅ヲ保チ喧騒スヘカラス
- 第六條 教授時間中教師ノ許可ナク猥リニ座席ヲ離ルベカラス
- 第七條 會員中互ニ相警戒シテ火災ノ恐レナキ様注意スヘシ
- 第八條 會員ハ常ニ品行ヲ慎ミ業務ニ勉勵シ以テ他ノ模範トナリ苟モ賤劣柔懦ノ風アルヘカラス
- 第九條 右規約ヲ遵守スルコトヲ證スル爲メ會員ハ左ニ署名捺印ス

大久保校友青年會規約

- 第一條 本會ハ教育勸語并ニ戊申詔書ノ御主趣ヲ奉體實行シ併セテ學校ノ事業ヲ補翼スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ大久保校友青年會ト稱ス
- 第三條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 一、通常會員 大久保尋常小學校卒業者及明治三十四年以降在學シタルコトアル者
 - 二、名譽會員 村役場吏員學校職員學務委員及金五十錢以上寄附シタル者

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
 - 本會一般ノ事務ヲ總理シ兼テ會議ノ議長トナル
- 二、副會長 一名
 - 會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其ノ事務ヲ代理ス
- 三、評議員 十二名
 - 會長ノ諮問ニ應ジ本會一切ノ事項ヲ評議ス
- 第五條 會長ハ本校々長副會長ハ本校首席訓導ヲ推戴シ評議員ハ會員ノ互選トシ其ノ任期ハ二ケ年トス
- 第六條 集會ヲ定會臨時會評議員會ノ三種ニ分チ定會ハ毎年二月八日ニ臨時會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク評議員會ハ至急ヲ要スル場合ニ開會シ本會ノ決議ヲ以テ總集會ニ換フルモノトス
 - 但シ決議事項ハ次期總會ノ節之ヲ報告シ承認ヲ求ムルモノトス
- 第七條 總集會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行ス
 - 一、本會々務ニ關スル事項ノ商議及ヒ報告
 - 二、學術及實業ニ關スル研究討議演說等
 - 三、講師ヲ聘シ有益ナル談話ヲ聽クコト
 - 四、學校事業及ヒ本會事業ニ關スル評議

- 第八條 會ノ期日並ニ場所ハ其ノ都度會長ヨリ通告スルモノトス
- 第九條 會員ニシテ品行方正家業勤勉ナルモノハ之レヲ表彰シ又ハ賞品ヲ授與スルコトアルベシ
- 第十條 會員ニシテ正當ノ理由ナク引續キ欠會ニ回ニ及フモノ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損シタルモノハ總集會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルベシ
- 第十一條 本會々員ハ本校紀念日若ハ大祭祝日等ノ式日ニハ可成參列スルモノトス
- 第十二條 本會ノ議事ハ普通一般議事ノ規則ニ因ル
- 第十三條 本規約ヲ修正加除セントスルトキハ五名以上ノ發議ニ因リ總集會ノ決議ヲ經ルモノトス

● 鹿 兒 島 縣

熊毛郡安納青年團(北種子村安納)

一、沿革大要 本團は明治五年夜學會を創立したるを以て嚆矢とす學科は書方珠算を課したり明治二十五年規則を改正し學科を讀方算術とせり明治三十八年規則を改正し學科を修身國語算術談話と定め實業を共同作業及夜業藁細工とし隨意科を擊劍角力とす明治四十一年造林事業をなす同年青年團を區分し實

業團學習團の二とす

一、組織會員數及資産 維持の方法

(イ)組織及會員數

滿十五歳より二十五歳迄を學習團とし會員數六十八名を有す更に之を青年會夜學會卒業生夜學會壯丁會の三部に分つ滿十五歳より三十五歳迄を實業團として會員百二十三名を有す

(ロ)資及維持の方法 學習團實業團は各資産を有す資産に造林資産あり貯金資

産あり其保管の方法は造林資産係及會計係を會員中より選定し各其保管の任務に當り貯金は郵便貯金とす而して造林貯金とも毎年度末精算報告をなす會の費用は會員の勞力より成れる賃錢並共同作業より得たる貯金の中より之を支辨す

二、目的

(イ)青年實業團は教育勅語戊申詔書の趣旨を奉戴服膺し其貫徹を期せんが爲め區内農事の改善進歩を圖るを根本主義とし併せて風俗の矯正智識の交換徳

性の涵養をなし兼ねて協力一致勤勞共同事業の進歩發達を期するを以て要旨とす

(ロ)青年學習團は同じく教育勅語戊申詔書の趣旨を奉戴膺し其貫徹を期せんが爲め學術の補習教育を根本主義とし併せて風俗の矯正徳性の涵養智識の交換を圖り兼ねて協力一致勤勞共同事業の進歩發達を期するを以て要旨とす

一、事業 青年學習團既往現在の事業左の如し

一、學科の補習教育

一、甘蔗作 二、稻作

三、粟作 四、甘藷作

二、共同作

五、大豆作 六、麥作

七、桑作

三、共同事業 造林

一、起床喇叭

二、理髮器購入相互の理

三、農事其他の視察

四、矯風

四、起床喇叭の際洒掃清潔

五、青年身體検査(毎月一回)

六、トラホーム治療

七、禁酒(不止得宴會の際は一合節酒)

個人貯金

五、貯金

團體貯金

各種講話會 教育事業の盡力

衛生事業の盡力 道路修繕の盡力

六、其他

追分設立 馬耕競犁

區民代表稚蠶飼育 養蠶

一、青年實業團の既往現在に於ける事業左の如し

本團を明治四十一年度に設置したる爲め從來青年學習團の爲し來れる事業中

二、共同作「六、其他」の二欄に記載せる條項を本團に移して其本務となすに至れり而して夜學補習團の年齢二十五歳迄のもの二十年を延長増加して三十五歳としたれば右の如く兩團の二種ありと雖も相互提携共同一致せり
右既往現在の事業は益々繼續して將來愈々發展するものとす就中夜學補習團の造林事業團の共同作兩團の貯金は將來殊に發展する計畫なり更に補習教育に就いては良成績を擧げんことを期して息まざるものとす

イ、補習教育

教授の場所

- 一、青年夜學會 安納夜學舎に於て之を開く
同夜學舎は明治四十一年青年學習團が其の貯金せる金圓と有志諸氏の寄附金とを以て建築せる瓦葺の建築なり
 - 二、卒業生夜學會 安納尋常小學校に於て之を開く
 - 三、壯丁會 安納尋常小學校に於て之を開く
- 教授の季節

右三會共春夏秋冬之れを開く

但田植の時節と養蠶時節には數週間宛休會す

毎週教授時間數

右三會とも毎週四時間半とす

但青年夜學會員にして卒業生夜學會員なるものは兩會通して九時間となる
又青年夜學會員にして壯丁會員なるものは兩會通して九時間となる

始業時刻

右三會共秋冬は午後七時始業春夏は午後七時半始業とす

學科目 三會とも修身、國語、算術

程度 三會とも尋常四學年卒業程度尋常六年卒業程度高等三年卒業程度の三種とす

教科用書 三會とも尋常小學讀本高等小學讀本補習讀本青年夜學讀本

日本外史 戊申詔書 述義 斯民 實業 世界等

鹿兒島縣 熊毛郡安納青年團

尋常算術高等算術珠算教授書

教授用具 大里板白黒色チヨーク小里板大算盤卓子椅子書籍會員札小算盤

ノート鉛筆硯筆掛圖地圖

出會者(青年夜學會) 會員六十八名

教授者 教員三名

指導者 區長代理者、村會議員、三名

但農業

報酬なし

修業年限

一、青年夜學會 十一年 滿十五歳より同二十五歳までとす

一、卒業生夜學會 六年 滿十二歳より十七歳まで

一、壯丁會 三年 滿十八歳より二十歳まで

進級の方法 三會とも甲乙丙の三組に分ち試験の上修了證を與ふ

□、學校との連絡

一、年三回各種青年團を安納尋常小學校に召集し講話會を開き問題を與へて學科の進度を試む

一、年三回校友會及男女卒業生温習會を開き青年團は勿論其中にあり講話及矯風上竝に事業上に關する協議をなし實行を期す

一、三大節及戊申詔書教育勅語紀念日に區民及婦人會青年團を參列せしめ詔勅の趣旨講話をなし其本分を覺悟せしむ

一、當事者及名士の來臨あるときは之を學校に召集して其講話を聽聞せしめ其實行を期せしむ

一、學校授與式の際は必ず區民父兄青年婦人を參列せしめ兒童及區民青年婦人の其れに對する本分を覺悟せしむ

一、學藝會及運動會の際は區民父兄青年婦人を參觀せしむ

一、青年の開催せる重大なる事件には學校職員之に臨席し學校に於て開催せる各種の會合には青年團必ず出會聽聞し且つ責任を帯びて學校の爲めに盡力をなす等聯絡は頗る至れり

八、圖書館及通俗教育に關する施設

一、未だ圖書館と名づくべきものなしと雖も安納學校の一室に圖書室を設け
茲に各種の書籍、新聞、雜誌、等を蒐集して青年其他一般の縦覽に便す
一、通俗教育に關する施設は左の如し

- 一、教育講話會
- 一、農事談話會
- 一、青年總會
- 一、卒業生溫習會
- 一、各種品評會
- 一、婦人會
- 一、矯風會
- 一、勸講講話會
- 一、校友會
- 一、父兄懇話會
- 一、學藝會
- 一、衛生會

安納青年會規則

第一章 總則

第一條 方今人文日進月歩ノ大勢ニ遭遇ス區内青年タルモノ須ラク教育勸語並ニ戊
申詔書ノ趣旨ヲ奉戴服膺シ益々區内諸般事業ノ改良發達ヲ圖ラザルベカラズ是レ
本會ノ設置アル所以ナリ

第二條 本會ハ之ヲ分チテ安納青年會及安納夜學舍青年會トス但シ本區内三部落ニ
各々青年會及夜學舍青年會ヲ設置スルモノトス

第三條 安納青年會ハ年齡滿十五歲以上三十五歲以下トシ夜學舍青年會ハ滿十五歲
以上同二十五歲迄トス

第四條 安納青年會ハ區内農事ノ改良進歩ヲ圖ルヲ主トシ併セテ風俗ノ矯正智識ノ
交換ヲナシ兼テ協力一致共同事業ノ進歩發達ヲ期スルヲ以テ要旨トス

第五條 夜學舍青年會ハ學術ノ補習教育ヲ主トシ併セテ風俗ノ矯正徳性ノ涵養智識
ノ交換ヲ圖リ兼テ協力一致共同事業ノ進歩發達ヲ期スルヲ要旨トス

第二章 青年會細則

第六條 本會ハ第一章總則第一條乃至第四條ニ因リ之ヲ組織ス故ニ一致團結諸般事
業ノ改善進歩ノ實ヲ舉グ區内事業ノ模範ヲランコトヲ要ス

第七條 本會ヲ處理スル爲メニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名 委員 三名

第八條 本會員ハ當事者及名士ノ來臨アルトキハ直チニ集會シ其講話ヲ聽聞シ之レ
ガ實行ヲ期スルコト

第九條 本會員ハ必要アル場合ハ臨時ニ集合シ實行事項ヲ決議スルコト
第十條 本會ハ春夏秋ノ三回定期總會ヲ開キ詔勅ノ趣旨ニ基キ講話及談話ヲナシ且
少實踐事項ヲ決議ス其ノ實行ヲ期スルコト

第十一條 本會ハ農事改良模範作及共同作ヲナスコト而シテ其ノ集金ヲ團體貯金トナスコト

第十二條 本會ハ道路ノ開墾修繕等公共事業ニ著目シ衆ニ卒先シテ之ヲ行フコト

第十三條 本會員ハ教育事業ニ關スル事業ヲ補佐シ之レガ盡力ヲナスコト

第十四條 本會員ハ毎月拾錢以上郵便貯金ヲナスコト

第十五條 本會員ハ夜業ヲ勤メ農具ニ關スル業細工ヲナシ且ツ之ヲ賣却シテ貯金ノ資トナスコト

第十六條 本會員ハ堆肥場ヲ完成シ堆肥ノ改善進歩ヲ圖ルコト

第十七條 本會ハ馬耕競犁及米穀蔬菜類農具業細工類柑橘類堆肥甘蔗園桑園等各種ノ品評會ヲ開クコト

第十八條 本會員ハ三大節當日ハ悉ク業ヲ休ミ式場ニ參集スルコト

第十九條 本會員ハ規律ヲ重シ禮義ヲ守リ交誼ヲ厚フシ勤勉忍耐忠實ヲ以テ業ニ服スルコト

第三章 夜學會青年會細則

第二十條 本會ハ第一章總則第一條乃至第三條及第五條ニヨリ本會ヲ組織ス故ニ同心協力改善進歩ノ實ヲ舉グ併セテ後進ノ模範ヲ示サンコトヲ要ス

第二十一條 本會員ハ規律勤勉禮讓ヲ重シ永久不變ノ忍耐力ヲ以テ會規ヲ履行シ日月ト共ニ其ノ光輝ヲ同フスルノ氣概アルベシ

第二十二條 本會ヲ處理スル爲メニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 幹事 二名

第二十三條 本會ノ式夜ヲ毎月九回トシ二五八(三六九)ノ日ヲ以テ式夜ト定ム開會時間午後七時閉會時同九時

第二十四條 會宅ハ學舍ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條 學科ハ修身讀方作文算術談話等トス

二ノ日 修身、讀方、談話、五ノ日 作文、八ノ日 算術

第二十六條 本會ハ左ノ手工ヲナスコト

繩、草履草鞋、馬具類

第二十七條 本會員ハ毎月金拾錢以上郵便貯金ヲナスコト

第二十八條 本會員ハ毎月二羽以上ノ養鷄ヲナシ貯金ノ資トナスコト

第二十九條 本會員ハ第二十五條ノ業細工品ヲ賣却シ貯金ノ資トナスコト

第三十條 本會員ハ共同造林事業ヲナシ毎年杉及樟扁柏等ヲ植栽スルコト

第三十一條 本會ハ農事改良模範作及共同作ヲナスコト而シテ其收入金ヲ團體貯金トナスコト

但米麥豆類甘藷蔗及桑園等

第三十二條 本會員ハ馬耕事業ヲ勵行スルコト

第三十三條 本會員ハ頼母子講ヲ組織シ其贖金ヲ以テ耕馬ヲ購入シ其ノ改良ヲ圖ル

鹿兒島縣

熊毛郡安納青年團

- 第三十四條 本會員ハ頼母子講獻金ヲ以テ郵便貯金トスルコト
- 第三十五條 本會員ハ當事者及名士ノ來臨アルトキハ直チニ集合シ其ノ講話ヲ聽聞シ之レカ實行ヲ期スルコト
- 第三十六條 本會員ハ必要アル場合ハ臨時ニ集會シ實行事項ヲ決議スルコト
- 第三十七條 本會ハ春夏秋ノ三回定期總會ヲ開キ詔勅ノ趣旨ニ關スル講話及談話ヲナシ且ツ實踐事項ヲ決議シ其實行ヲ期スルコト
- 第三十八條 本會ハ道路ノ開墾修繕公共事業ニ著目シ衆ニ率先シテ之ヲ行フコト
- 第三十九條 本會員ハ教育衛生ニ關スル事業ヲ補佐シ之レカ盡力ヲナスコト
- 第四十條 本會員ハ堆肥場ヲ完成シ堆肥ノ改善進歩ヲ圖ルコト
- 第四十一條 本會ハ式日外ニ集合スルノ必要アルトキハ集合喇叭ヲ吹奏シ會員ハ直チニ出會スルコト
- 第四十二條 本會員ハ農事視察ヲナシ以テ區内實業ノ進歩ヲ期スルコト
- 第四十三條 本會員ニシテ無據事故アルトキハ屈番ヲ差出スコト
- 第四十四條 無届欠席者ハ其過料金一回二錢トシ本會之ヲ徵集スルコト但シ無據事故ハ會員審議ノ上之ヲ酌量ス
- 第四十五條 本會員ニシテ開會時間ニ遅刻シタルモノハ其過料金一回一錢トシ本會之ヲ徵收スルモノトス

- 第四十六條 本會ハ馬耕競翠及米穀蔬菜類農具菓細工類柑橘類堆積甘蔗桑園等各種ノ品評會ヲ開クコト
- 第四十七條 本會員ハ三大節當日悉ク業ヲ休ミ式場ニ參集スルコト而其他ノ必要ナル場合之レニ同シ
- 第四十八條 本會ハ輪番ニ起床喇叭ヲ吹奏スルコト
- 第四十九條 起床喇叭ノ吹奏時間ハ午前四時トス
但シ冬季ハ午前六時トス
- 第五十條 起床喇叭ノ吹奏ハ二個ノ喇叭ヲ同時ニ吹奏シテ區内チ一周シ終ハリ吹奏者竝ニ會員ハ直チニ學舎ニ集合スルコト
- 第五十一條 吹奏者ハ集會者人名ヲ點檢シ終リテ解散ノ號令ヲ發シタルトキハ會員各自宅ニ歸リ直チニ家庭ノ洒掃清潔ヲ行フコト
但シ學舎ノ洒掃清潔ハ毎朝輪番ヲ以テ之ヲ行フコト
- 第五十二條 本會員ハ身心ノ鍛鍊氣力ノ養成ヲ圖ラン爲メ毎月時機ヲ圖リテ擊劍角力ヲ勵行スルコト
- 第五十三條 青年ハ殊ニ身心ノ健全ヲ必要トス故ニ毎月一回以上本會員ノ身體檢査ヲ行フコト
- 第五十四條 本會會員ハ規律清潔勤儉ヲ守ルノ一端トシテ常ニ本會ニ理髮器械ヲ設備シ相互ノ理髮ヲナスコト但シ會員以外ノ理髮ヲナストキハ其賃錢ヲ一錢トス

模範青年團の組織及び設備

六八六

第五十五條 飲酒ハ身體ニ害ヲ及ホスノミナラス規律品格ヲ亂リ惡行爲ニ陷ルコト
 往々アリ故ニ本會員ハ禁酒ヲナスコト但シ不得止事情アルトキハ一合以内ヲ限度
 トスルコト

第五十六條 學舎訓ヲ定メルコト左ノ如シ常ニ之レヲ服膺スベシ

忠實 清潔 規律 共同一致 進取

模範青年團の組織及び設備 終

明治四十四年十一月廿九日印
 明治四十四年十一月廿九日發行

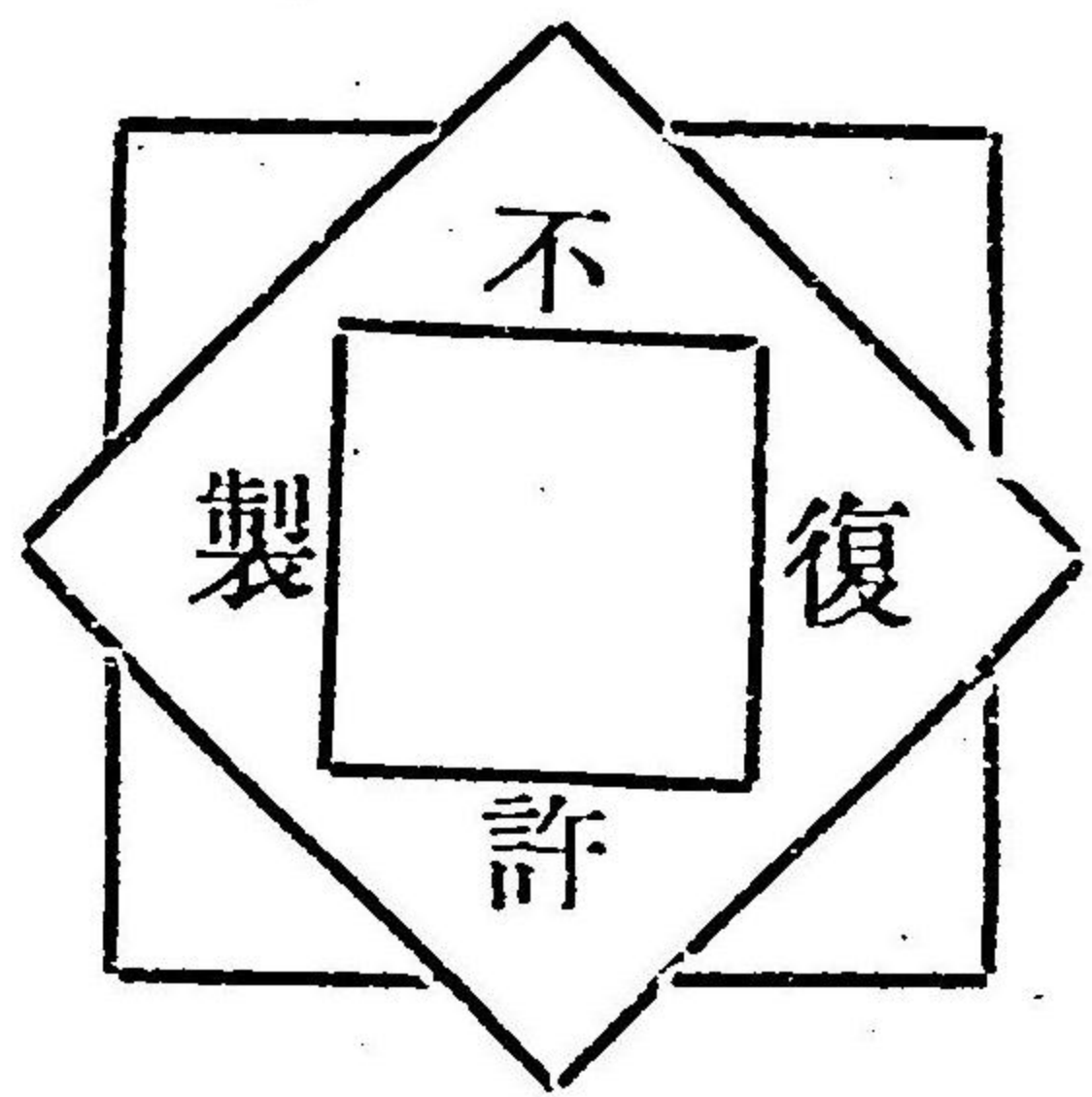
○青年團の組織及び設備
 ○定價金壹圓

著作者 松尾幸三郎

發行者 辻 太
東京市麴町區飯田町三丁目十番地

印刷者 平井 登
東京市本所區番場町四番地

印刷所 凸版印刷株式會社本所分工場
東京市本所區番場町四番地



發行所 東京市麴町區飯田町三丁目
 開發社 (振替口座東京四〇三二番)
電話番町千四百五十二番

賣捌所 各地有名書肆

都も 曾來 嶽つ 者其 出領 舎を 強の求 者よ

模範町村を建設せんと欲せば先づ本書を讀め

貴族院議員澤柳政太郎君序 帝國教育會長辻男爵序 岡崎保吉君著

模範的地方青年團之指針

四六判全一冊
紙數百四十餘頁
定價金四十錢
郵稅金四錢

本書は青年團の形式的なる指導を説かず、自覺的に青年團の發展を促さんとするもの、然も青年團の施設に關して詳細の説明は親切を極め、列擧したる各縣下の實例は如何に熱誠なる偉人あるかを示し、讀まば何人と雖も遂に奮起せざるを得ざるに至るべし、故に本書は又以て一般青年の修身教養書ともなるべし。

今後の地方青年團は如何なる使命を有するかを知れ

文部次官岡田良平君閱并序 岡山縣矢掛中學校長 岡野代忠君著

再版 二宮先生報德教

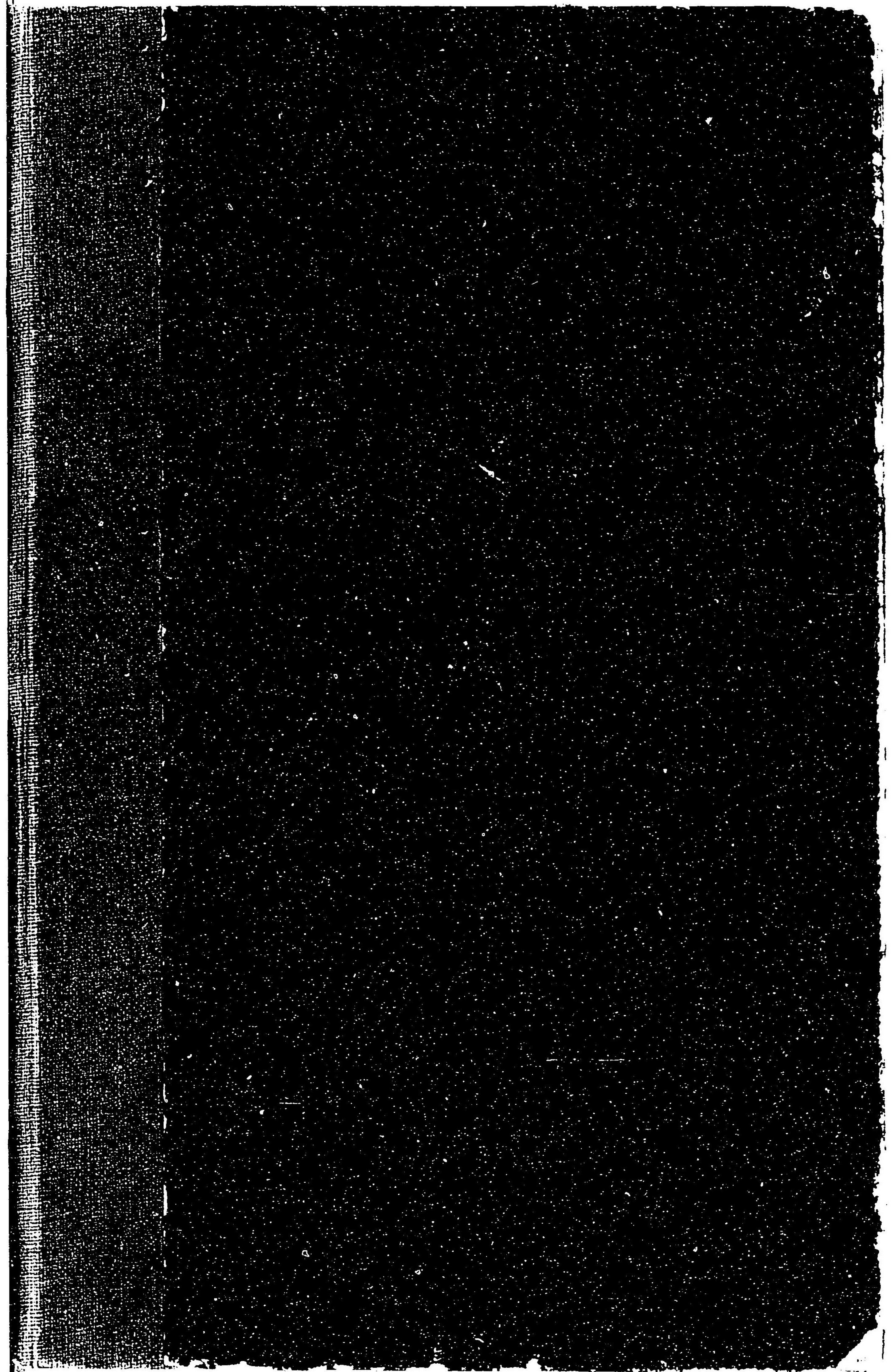
菊判假名附
口繪入全一冊
定價金參拾五錢
郵稅金四錢

品與賞の良最

二宮尊徳先生は我が國民の模範とすべき聖人で先生に依つて唱導された報德教は又方今の時弊を救済するに尤も適切なる教訓であることは、戊申詔書の煥發以來斯教の歡迎せらるゝに徴して見ても明白である。本書は尤も簡明に先生の人格並に教義を世に紹介せんがため前編に於て先生の事蹟を叙し後編に於て其の教義を論じ尙附録として報德結社の規則をも添へてあるから青年教化の好侶伴たるは勿論修身教授の良參考書であらうと信ずる。

發行所 東京市麴町區飯田三丁目三番 開發社

335
331



335
331

048548-000-8

335-331

模範青年団の組織及設備

松尾 幸三郎/編

M44

BEI-0090



